





# 実りの秋!! 今年も大収穫だ!!

棚田サミット便り	• •	2
グラウンドゴルフ、軟式野球大会 ほか・	• •	3
「日本で最も美しい村」連合通信 ほか … 4	~	5
平成21年度決算 6	~	7
平成21年度上勝町人事行政の運営等の状況	١	
8	~	9

知って得する健康情報 10
こんにちは保健師です 11
案 内 板12~20
町民の詩歌
戸籍の窓口 ほか22

### 上勝町体育協会主催





町内2チームにより9月16日に福川グラウンドにて開催しました。結果は次のとおりです。



いろどり いっきゅう



第29回

の結果

# "まちとむら"との『協働』 柳谷地区でスダチ収穫作業





# 棚田 サミット便り

# 第17回 全国棚田(千枚田)サミット キャッチフレーズが決定

募集しておりましたキャッチフレーズが、応募総数47作品の中から、実行委員会により決定しました。

緑の階段~みんなで守ろう日本の棚田~

上勝中学生2年 北井幸代さん

# 上勝小学生・上勝幼稚園児に よる稲刈り



9月30日、樫原の棚田において稲刈りが行われ ました。

みんなで泥だらけになりながら田植えしてか ら4ヶ月。わずか10cmたらずだった小さな苗が、 たくさんの稲穂をつけ立派に育っていました。

稲刈りが始まると、小学生は鎌を怖がる事も 無く、上手に刈っていました。園児もまた親と 一緒にがんばって作業をしていました。腕いっ ぱいに稲束を抱え、背よりも高い竿に稲を干す 姿はたくましく、稲穂同様、皆さんが、立派に 成長してくれることを願っています。



# とくしま農山村協働パートナー 事業が行われました



10月8日、樫原地区において、製薬会社アスト ラゼネカ株式会社社員13名と地元住民が協働して、 棚田保全活動の一環として、草刈りや鳥獣被害 防止ネット点検を実施しました。

# 棚田シンポジウムの開催について

棚田を活用し地域経済が活性化されたことが 注目されている、千葉県鴨川市の棚田オーナー 制度、酒オーナー制等の取り組みについて講演 いただきます。

町民の皆さまの参加を、お待ちしています。

11月8日(月) 19時から

上勝町コミュニティセンター

(千葉県NPO法人大山千枚田保存会事務局長)

演題 棚田を活用して地域が元気になった

~大山千枚田保存会の取り組み~

主催

第17回棚田(千枚田)サミット実行委員会事務局

お問い合わせ先 上勝町役場産業課内

**2**46-0111

しいたけ…南小国町・上勝 町・中川村・早川町の色々な

好評であっというまになくな セオ中目黒」の山寺シェフによ 料理をして頂きましたが大変 ア」を開催していただいた「コロッ ていました。 獅子と闘い退治する内容もあ 剣や刀などを持った少年が い手が四人入って八本足となり 育てることについて考えました。 ションが行われ、景観を守り による講演会、 て頂きました。獅子舞は、舞 無形文化財に指定されている 秋なす…美しい村のお野菜 達のミネストローネ五周 上勝町からの食材は、 夜の交流会では、岐阜県の 全国の獅子舞とは少し違つ 川村の獅子舞」を披露し 加盟町村の特産品でのお 以前「レストランフェ パネルディスカッ

記念大会風

るためには」をテーマに、 と「日本で最も美しい村」にな 大学大学院の黒田乃生准教授 筑波

肉のスパゲティ

白

きのこと中之条町イノシシ

の大会を運営しました。 村にあるものを持ち寄り一つ 域の皆様と加盟町村、 な村が沢山集まり、 美しい村活動も今後、 企業と連携し、 自分達の

有し世界連合会の目的に近づ 情報共 サポー

今回の記念大会では、

小さ

に調理していただきました。

すだち…馬瀬産鮎ととも

けるよう進めていきたいと思い

平成22年度

平成22年9月21日早朝より大字正木福川

の県道16号線沿いにて、秋の全国交通安全

運動期間であることにあわせて、交通安全 協会主催による交通安全キャンペーンが実施、 チラシや交通安全物品の配布を行い、交通

おかげで交通安全期間中は特に大きな交 通事故もありませんでした。 早朝より参加いただきました皆様、誠に

安全意識の高揚をはかりました。

ありがとうございました。

上勝町財政事情の公表に関する 条例の規定により、平成22年 度上半期の財政の状況を次のと

しいたけ、ゆこう酢…ちら

(平成22年9月30日現在) おり公表します。 予算執行状況 歳 出 区分 収入済額 予 算 額 支出済額 会計別 上半期分 収入率 上半期分 支出率 一般会計 1,510,307 55.0 953.008 34.7 2,747,391 328,788 国民健康保険 162,264 49.4 98,155 29.9 152,763 144,210 40.4 介護保険 356,959 42.8 上勝町診療所 215,675 91,715 42.5 77,450 35.9 29,338 3,356 7,805 26.6 福原診療所 11.4 38,471 35,059 91.1 4,337 11.3 東地区簡易水道 22,959 1,371 6.0 9,901 43.1 西地区簡易水道 いっきゅう地区簡易水道 14,007 787 5.6 5,290 37.8 奨学資金 2,761 360 13.0 1,320 47.8 老人保健 3,422 0 0.0 0 0.0 41,644 20.1 7,540 18.1 後期高齢者医療 8,359 高鉾財産区 650 0 0.0 0.0 700 0.0 3 0.4 福原財産区 0 3.802,765 1.966.341 51.7 1.309.019 34.4



記念大会が開催されました。 で最も美しい村」連合五周年 岐阜県白川村において「日本 九月二十六日から二十八日、 「世界で最も美しい村」

# 連合会加盟セレモニー

フランス・コロンジュ・ラ・ルージュ

加盟を承認されました。 しい村」連合会にベルギー、カ に本部を置く「世界で最も美 人口密度の低い農村地域の 世界連合会の主な目的は イタリアに続き日本も

保護、文化的価値の向上及 構築する。 び発展に関する国際基準を

地方の活動者の参加に基づ 世界連合会の会長で「フラン 経験とノウハウを情報交換 びに無形遺産の保護を保証 する。となっています。 することにより相互に振興 持続可能な発展のモデルを、 するこれらの地域の管理と 建築遺産、環境遺産並

> 会長のフィオレッソ・プリミ氏か 村の担当職員に着用してもら のリユース着物を持参し各町 町からゼロ・ウェイストアカデミー われたセレモニーでは、上勝 に認定証が手渡されました。 ら日本の会長、浜田美瑛町長 会場の合掌造り民家園で行

のゼロ・ウェイスト活動のPRを



協会長・フィオレッソ・プリミ氏協会長・モーリス・シャベル氏

タリアで最も美しい村」協会 世界連合会副会長で「イ

日本の和服文化と上勝町

# 新規加盟町村承認式

福島県

飯舘村(いいたてむら)

本年度の新規加盟町村は

北塩原村(きたしおばらむら)

福島県

長野県

高山村(たかやまむら)

奈良県

十津川村(とつかわむら)

智頭町(ちづちょう)

鳥取県

沖縄県

三十九村になりました。 以上の六つの仲間が参加し、 多良間村(たらまそん) 承認式の後には「十年後にもっ





# 総務費

普通

会計

決

算

目的

別

町

民

人当た

1)

の

歳

出

人当たり

(決算額

 $\overline{\pm}$ 

|月三十||日現在の町の人口

一千九百七十二人で割っ

639,959千円 324,523円



# 公債費

422,908千円 214,456円



# 民生費

399,658千円 202,666円



# 380,132千円 192,765円

農林水産業費



# 土木費

334,875千円 169,815円



# 教育費

191,365千円 97,041円



# 衛生費 160,113千円 81,193円



# 労働費

79,923千円 40,529円



# 災害復旧費

51,200千円 25,963円



# 消防費

49,924千円 25,316円



# 議会費 40 027±円

40,027千円 20,298円



# 商工費

22,956千円 11,641円

繰入金 1億5,438万7千円 繰越金 1億 351万9千円 諸収入 4,927万9千円 使用料及び手数料 3,118万9千円 分担金及び負担金 2,666万9千円 財産収入 1,600万6千円 寄附金 274万円

町 税 1億3,640万2千円 [内訳]固定資産税 7,694万3千円 町民税 4,747万1千円 軽自動車税 579万9千円 町たばこ税 386万7千円 入湯税 232万2千円

4.5 % 12.7% **共計版17.2%** 町債 7.5% 地方交付税 普通会計 2億2.660万円 47.7% 14億4,393万 30億2.515万2千円 2千円 82.8% 国県支出金 24.9% 7億5,257万4千円 2.7 % 地方譲与税 4,865万7千円 地方消費税交付金 1,589万9千円

自動車取得税交付金

交通安全対策特別交付金

地方特例交付金

利子割交付金

配当割交付金

1,113万7千円

457万8千円

69万1千円

57万6千円

21万2千円

10万5千円

1億7.055万4千円

# 株式等譲渡所得割交付金

# 積立金 4.4% 性質別歳出の状況

5,120万円

1億2,233万2千円 維持補修費 0.7% 投資及び 1,888万5千円 出資貸付金 0.6% 繰出金 6.3% 1,572万8千円 1億7,541万4千円 補助費等 7.0% 公債費 1億9,376万1千円 15.3% 4億2.290万8千円 22% 23% 70和07k 義務的影響 人件費 普通会計 14.5% 4億236万 物件費 7千円 20.2% 27億7.304万円 5億6,146万 7千円 投資的経費 24.9% 普通建設事業費 23.1% 6億3,842万4千円 災害復旧事業費 1.8% 扶助費 6.1%

# <sup>決算</sup> 36億959万円

# 平成21年度会計決算の概要

(単位:千円・%

	区 分	歳入	歳出	対前年度 増 減 率	差引
総	額	4,039,198	3,609,592	8.9	429,606
普	通 会 計	3,025,152	2,773,040	16.0	252,112
	一 般 会 計	3,023,472	2,771,360	16.0	252,112
	奨 学 資 金 会 計	1,680	1,680	△ 6.7	0
特	別 会 計	1,014,046	836,552	△ 9.4	177,494
	国民健康保険事業勘定会計	325,740	238,592	△ 15.4	87,148
	介護保険会計	343,858	329,996	2.9	13,862
	上勝町診療所会計	209,271	166,285	△ 8.9	42,986
	福原診療所会計	23,656	23,656	△ 2.8	0
	東地区簡易水道会計	38,542	5,750	116.4	32,792
	西地区簡易水道会計	20,483	20,483	△11.1	0
	いっきゅう地区 簡 易 水 道 会 計	9,933	9,933	7.6	0
	老人保健会計	2,732	2,732	△94.2	0
	後期高齢者医療会計	39,118	38,412	33.5	706
	高鉾財産区会計	318	318	△21.1	0
	福原財産区会計	395	395	△84.6	0

# 平成21年度に行った主な事業

・町営バス運行委託事業 20,336千円
· 衆議院議員総選挙費 ······ 2,987千円
· 定額給付金 ····· 33,688千円
· 老人保護措置費 · · · · · 83,338千円
· 乳幼児等医療費 · · · · · · 2,974千円
· 放課後児童健全育成事業 · · · · · · 4,000千円
· 合併処理浄化槽設置補助金 ············· 2,320千円
・上勝町総合行政システム更新事業 65,100千円
·県営東部広域農道整備事業負担金 ····· 7,875千円
·中山間地域等直接支払交付金事業 ······ 21,404千円
<ul><li>・地籍調査事業</li></ul>
・農林産業施設整備事業(空調改修)22,093千円
·森林整備地域活動支援交付金事業 ····· 14,451千円
· 育成林整備事業 (林道開設) · · · · · · · 102,482千円
・育成林整備事業 (林道開設) 102,482千円 ・県単林道舗装事業 20,000千円
・美しい森林づくり基盤整備交付金事業 22,700千円
・有害鳥獣買上金 · · · · · · · · · · · · 6,463千円
・緊急雇用創出事業 25,861千円
・ふるさと雇用再生特別基金事業 54,061千円
· 地域活力基盤創造交付金事業 ······ 85,700千円
<ul><li>・地域住宅交付金事業 81,364千円</li></ul>
· 町営住宅整備事業 ····· 79,571千円
・スクールバス運行委託事業
· 小学校体育館屋根改修工事 · · · · · · 15,125千円
· 重要文化的景観保護推進事業
=3,5,415.14,7,154.11.154.154
・樫原の棚田景観保全活動事業 ····· 9,625千円

# 

平成21年度の決算が、9月定例議会で認定されました。町民の皆さんから納めていただいた税金や地方交付税などの収入で明るく活力に満ちた住みよい町づくりに努めました。

普通会計の決算は、歳入総額30億 2,515万2千円、歳出総額27億7,304万 円で、歳入歳出差引額は、2億5,211万 2千円となり、翌年度へ繰り越すべき 財源2億330万3千円を差し引いた実 質収支額は4,880万9千円の黒字決算 であります。

国の補正予算による地域活性化交付 金事業、ふるさと雇用再生特別基金事 業、緊急雇用創出事業等により、歳出 決算額は前年度より約4億円増加しま した。

基金(貯金)残高は前年度より3,073 万5千円(1.0%)減少し31億841万9千 円となっています。また、地方債(借金) 残高は1億5,587万2千円(5.1%)減少 し28億7,719万2千円となっています。

公債費比率は、前年度の10.3%から2.2ポイント改善して8.1%に、また、起債制限比率(3年平均)は、前年度の9.0%から1.7ポイント改善して7.3%となっています。

財政状況の弾力性と健全性を示す経常収支比率は80%以内が望ましいとされていますが、84.2%と前年度の89.7%から5.5ポイント改善したものの依然高い水準で推移しています。

本町は自主財源が乏しく、ほとんどの財源を交付税・補助金等に依存しており、国・県の財政状況の影響を受ける構造となっているため、歳入歳出の見直しを行うなど財政の健全化に努めていく必要があります。

V

# 平成21年度 上勝町人事行政の運営等の状況

上勝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表します。

# 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(単位:人)	<u>(</u>	单位	立:,	人)
--------	----------	----	-----	----

					(十四・人)
	平成20年度	1 /2(=0 1 /2(-1			平成21年度
4月1日現仕  職 員 数	4月1日現在 職 員 数	採用者数	退職者数	4月1日付 採用者数	4月1日現在 職員数
58	54	0	6	4	52
					(単位:人)

											(半位.人)
	職		名		職員数		職		名		職員数
会	計	管	理	者	1	医				師	1
課		長		等	5	保	健	储	j	長	1
主		幹		等	2	看	護	储	j	長	1
課	長	補	佐	等	6	看		護		師	3
係				長	8	理	学	療	去	$\pm$	1
事	矜	ζ :	È	任	6	用		務		員	3
主				事	9						
主		事		補	3						
主	仟	- ;	数	諭	1						

#### 条例定数からみた職員数

(単位:人)

区 分			定 数	職員数 (H21.4月1日現在)	比較
(1) 町長の事務部局の職員	職	員	57	37	<b>▲</b> 20
(2) 議会の事務局の職員	事	务局長	1	1	
(3) 選挙管理委員会の職員	書	===	1	1	
(4) 監査委員の職員	職	員	(1名)	 )兼務	
(5)農業委員会の職員	書	==	1	1	
(6) 教育委員会の事務部局の職員	職	員	4	2	<b>A</b> 2
(7) 教育委員会の所管に属する学校	教	諭	2	2	
及び学校以外の教育機関の職員	職	員	4	2	<b>A</b> 2
	医	師	3	1	<b>A</b> 2
(8) 国民健康保険診療所	看	護師	4	4	
会計の職員	理学	療法士	1	1	
	職	員	1	0	<b>1</b>
計	•		79	52	▲27

# 2. 職員の給与の状況

#### (1)1人当たりの支給額

区 分		平均給料月額	平均	ラスパイ	レス指数	
<u> </u>		中均和科力額 年齢		H17	91.2	
行	政	職	303,810円	42.6歳	H18	91.0
技能	労 務	職	248,333円	52.0歳		
医療職	(医師	等)	411,000円	32.4歳	H19	92.0
医療職 (爛 議 )			291,800円	40.9歳	H20	92.1
	育	職	331,750円	44.1歳	H21	91.3

#### (2) 初任給基準

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
一般行政職	172,200円	152,800円	140,100円
区 分	博士課程修了	医 大 卒	
医療職(医師)	323,600円	237,700円	
区 分	短 大 3 卒	短 大 2 卒	養成所卒
医療職(看護師等)	188,900円	180,500円	153,300円
区 分	大 学 卒	短 大 3 卒	短 大 2 卒
教育職(幼稚園教諭等)	170,300円	162,200円	162,200円

#### (3) 手当制度の状況

支 給 額 等

扶養親族を有する職員に対して支給   14,000円   18,000円   10,000円   10,		文										
配偶者 月額 13,000円   配偶者のいない扶養親族1人目 月額 11,000円   で表の他 月額 6,500円   (扶養親族5名子のうち15~22歳の者は、5,000円加算)   通勤貯離(片道)が1km以上で自動車等を使用する職員に支給 1km以上 2km未満 月額 4,200円   2km以上 6km未満 月額 4,200円   6km以上 10km未満 月額 4,200円   6km以上 10km未満 月額 6,000円   10km以上 月額 8,400円   6km以上 10km未満 月額 6,000円   10km以上 6km未満 月額 6,000円 を控除した額 2分の1 (その才除した額の2分の1が16,000円を担除した額の2分の1が16,000円を担除した額の2分の1が16,000円を加算した額   1方破職		扶養親	族を	有する職員に	二対L	て支給						
************************************	垫	●配偶者 月額 13,000円										
通勤野離(片道)が1km以上で自動車等を使用する職員に支給  1 km以上 2km未満 月額 2,400円  2 km以上 10km未満 月額 2,400円  10km以上 10km未満 月額 8,400円  10km以上 月額 8,400円  20kmの日を控除した額の2分の1が16,000円を対験した額の2分か1が16,000円を対験に支給  10km以上 月額 3,500円(11月分まで)  10km以上 月額 3,500円(11月分まで)  10km以上 月額 3,500円(11月分まで)  10km以上 月額 8,400円  20km以上の日本額の2分かが1が16,000円を対験を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	食工	2 ● この他 月額 6,500円										
通勤	业											
通勤距離 (片道) が1km以上で自動車等を使用する職員に支給	=		(扶養親族たる子のうち15~22歳の者は、5,000円加算)									
1												
************************************	通	型到此所 11/m	選別では「「大型」が「KM以上で目割甲寺を使用する職員に支給」									
10km以上 10km未満 月額 6.000円   月額 8.400円   月額 8.400円   月額 8.400円   月額 8.400円   日部所の家に居住するか、信事等に居住い家賃を支払っている職員家賃の月額から12.000円を控除した額の2分の1が16.000円を担えるときは、16.000円)に11.000円を加算した額ときは、16.000円に11.000円を加算した額・持ち家居住 月額 3.500円(11月分まで)   管理又は監督の地位にある管理職員に対して支給平成9年4月から支給額の定額化を実施(在職級・職務の級により支給額を決定)   1.700職   職務線 区外   職務線 医列のの円 (11月分まで)   1.700職   職務線 区科   24.000円   2.5級   3種 総務課長   50.000円 44.000円   5級   2種 総務課長   50.000円 44.000円   5級   2種 総務課長   50.000円   19.310円   5級   3種   総務課課長補佐   17.000円   15.762円   4級   7種   総務課課長補佐   17.000円   15.762円   4級   7種   総務課課長補佐   17.000円   13.920円   2.5級   1種   123・億   1種   130・200円以内 (年額)   減額措置により、条例額の20%を削減し支給   123・億   14   14   15   25   25   25   25   25   25   25	勤	2km	レノコ	L ZNIII水洞 L Glym丰港	门台	7 2,400 7 1 2000	ר ר					
***  **  **  **  **  **  **  **  **	手	2KIII	レノコ	L OKIII木/间 L 10l/m土法	门创	4,200F						
自己所有の家に居住するか、借家等に居住し、家賃を支払っている職員で表情を目的では、	当											
情報   情報   情報   情報   情報   情報   情報   情報												
(全居手当)					に居住	こし、冢賃を支払	ってい	る職員に支給				
************************************					<b>Д</b>	( <del></del>	<b>-</b>	- III -				
(その程味)   11,000円を加算した額   15   16,000円)   11,000円を加算した額   15   16,000円)   11,000円を加算した額   15   15   15   15   15   15   15   1	住											
(その程味)   11,000円を加算した額   きさは、16,000円)   11,000円を加算した額   きさは、16,000円)   11,000円を加算した額   きち家居住   月額   3,500円 (11月分まで)   管理又は監督の地位にある管理職員に対して支給   平成19年4月から穀額の定額化を実施(在職級・職務の級により支給額を決定)   1.行政職   職務級   区分   職務   支給額   減額後(平均額)   6級   1種   会計管理者・参事   60,000円以内   44,002円   5級   2種   総務課長   50,000円   40,000円   5級   5種   総務課長   83,000円   31,381円   4級   5種   総務課果長補佐   33,000円   15,762円   4級   7種   総務課課長補佐   17,000円   15,762円   4級   7種   総務課課長補佐   17,000円   15,762円   2. 医療職   (経過期間措置有)   123.職   1種   診療所長   130,000円以内 (年額)   減額措置により、条例額の20%を削減し支給   時間外勤務1時間につき   当該職員の時間単価 × 100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150)   休日の場合   当該職員の時間単価 × 100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150)   休日の場合   当該職員の時間単価 × 100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160)   宿日直勤務を命じられた職員に支給   本庁 1回 4,700円   第本   10 4,700円   第本   10 4,700円   第本   10 4,700円   12月期 期末手当基礎額×1.25月分   12月期 期末手当基礎額×1.25月分   12月期 期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)   12月期 期末手当基礎額×0.7月分   12月期   12月間   12月	扂	歌	貞()	)月額から12,	<u> </u>	当を控除し	に観					
(その程味)   11,000円を加算した額   きさは、16,000円)   11,000円を加算した額   きさは、16,000円)   11,000円を加算した額   きち家居住   月額   3,500円 (11月分まで)   管理又は監督の地位にある管理職員に対して支給   平成19年4月から穀額の定額化を実施(在職級・職務の級により支給額を決定)   1.行政職   職務級   区分   職務   支給額   減額後(平均額)   6級   1種   会計管理者・参事   60,000円以内   44,002円   5級   2種   総務課長   50,000円   40,000円   5級   5種   総務課長   83,000円   31,381円   4級   5種   総務課果長補佐   33,000円   15,762円   4級   7種   総務課課長補佐   17,000円   15,762円   4級   7種   総務課課長補佐   17,000円   15,762円   2. 医療職   (経過期間措置有)   123.職   1種   診療所長   130,000円以内 (年額)   減額措置により、条例額の20%を削減し支給   時間外勤務1時間につき   当該職員の時間単価 × 100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150)   休日の場合   当該職員の時間単価 × 100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150)   休日の場合   当該職員の時間単価 × 100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160)   宿日直勤務を命じられた職員に支給   本庁 1回 4,700円   第本   10 4,700円   第本   10 4,700円   第本   10 4,700円   12月期 期末手当基礎額×1.25月分   12月期 期末手当基礎額×1.25月分   12月期 期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)   12月期 期末手当基礎額×0.7月分   12月期   12月間   12月	手											
ときは、16,000円) に11,000円を加算した額   持ち家居住 月額 3,500円 (11月分まで)   管理又は監督の地位にある管理職員に対して支給   下成19年4月から支給額の定額化を集施 (在職級 職務の級により支給額を決定)   1. 行政職   職務級 区分 職務 支給額   減額後(平均額) 6級   種 会計管理者・参事 60,000円以内 44,002円   5級   2種 総務課長 50,000円 40,000円   4級   7種 総務課長 50,000円 19,310円   5級   6種   主幹   17,000円 15,762円   4級   7種   総務課課長補佐   17,000円 13,920円   2. 医療職   1種   郊棚屋(川学校長兼務)   40,000円以内 (年額)   減額措置により、条例額の20%を削減し支給   1種   郊棚屋(川学校長兼務)   40,000円以内 (年額)   減額措置により、条例額の20%を削減し支給   時間外勤務1時間につき   当該職員の時間単価 × 100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150)   休日の場合   当該職員の時間単価 × 100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160)   10 4,700円   基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給   6月期 期末手当基礎額×1.25月分   12月期 期末手当基礎額×1.5月分 (役職段階別加算措置 有)   基準日(6月1日、12月1日) に在職する職員に支給   6月期 期末手当基礎額×0.7月分   12月期 期末手当基のの円 月額   12月間	当	(7	真り	)月額から23,(	JUUI	当を控除し	/こ額(	い2分の1				
持ち家居住 月額 3,500円 (11月分まで)   管理又は監督の地位にある管理職員に対して支給		(そ	[()]	性际した観り	2分(	クリかりも,00	JU円	を超える				
<ul> <li>管理又は監督の地位にある管理職員に対して支給</li></ul>				、16,000円)1	ر ۱۱	,000円を加	J昇し N キマ	ノノこ咎 5)				
平成19年4月から支給額の定額化を実施 (在職級 職務の級により支給額を決定)   1. 行政職		• 持つ:	<b></b>	51生 月額 3	5,500	川(11月2	) J (	<u>")</u>				
株務線   区分   職 務   支給額   減額後(平均額)   6級   1種   会計管理者・参事   60,000円以内   44,002円   5級   2種   総務課長   50,000円   40,000円   5級   3種   総務課長以外の課長等   39,000円   31,381円   4級   5種   総務課民献係   55,000円   19,310円   15級   6種   17,000円   15,762円   4級   7種   総務課課長補佐   17,000円   13,920円   2. 医療職   (経過期間措置有)   12,34級   1種   診療所長   130,000円以内   82,200円   3. 教育職   1種   診療所長   130,000円以内   年額   減額措置により、条例額の20%を削減し支給   正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に支給   6時間外勤務1時間につき   当該職員の時間単価 × 100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150)   6休日の場合   当該職員の時間単価 × 100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160)   10 4,700円   基準日 (6月1日、12月1日)   に在職する職員に支給   4,700円   本庁   10 4,700円   基準日 (6月1日、12月1日)   に在職する職員に支給   6月期   期末手当基礎額×1.25月分   (役職段階別加算措置 有)   基準日 (6月1日、12月1日)   に在職する職員に支給   6月期   期末手当基礎額×0.7月分   12月期   期末手当基礎額×0.7月分   12月期   期末手当基礎額×0.7月分   12月期   期末手当基礎額×0.7月分   12月期   期末手当基礎額×0.7月分   12月期   期末手当基礎額×0.7月分   12月期   財末手当基礎額×0.7月分   12月期   12月1日)   12月1日)   12月1日)   12月1日)   12月1日)   12月1日)   12月1日)   12月1日)   12日1日)   13日1日)   13日		管理又同	は監	監督の地位にあ	かる管	管理職員に	対して	て支給				
職務級   区分   職務   支給額   減額後(平均額)   6級   1種   会計管理者・参事   60,000円以内   44,002円   5級   2種   総務課長   50,000円   40,000円   40,000円   5級   3種   総務課長以外の課長等   39,000円   31,381円   4級   5種   総務課長以外の課長等   39,000円   31,381円   4級   5種   総務課長以外の課長等   39,000円   31,381円   4級   7種   総務課課長補佐   17,000円   15,762円   4級   7種   総務課課長補佐   17,000円   13,920円   2. 医療職   (経過期間措置有)   12.3.4級   1種   診療所長   130,000円以内 (年額)   減額措置により、条例額の20%を削減し支給   正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に支給   時間外勤務1時間につき   当該職員の時間単価 × 100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150)   休日の場合   当該職員の時間単価 × 100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160)   6宿日直勤務を命じられた職員に支給   本庁 1回 4,700円   基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給   6月期   期末手当基礎額×1.25月分   12月期   期末手当基礎額×1.5月分 (役職段階別加算措置 有)   基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給   6月期   期末手当基礎額×0.7月分   (役職段階別加算措置 有)   基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給   6月期   期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)   単議の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他   著也、特殊な勤務と認められる場合に支給   7 第 9 第 9 第 9 第 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		平成19年4月	目から	支給額の定額化を到	実施(在	職級・職務の級は	こよりま	で給額を決定)				
職務級 区分 職務 支給額 減額後(平均額) 6級 1種 会計管理者・参事 60,000円以内 44,002円 5級 2種 総務課長 50,000円 40,000円 5級 3種 総務課長以外の課長等 39,000円 19,310円 5級 6種 主幹 17,000円 19,310円 5級 6種 主幹 17,000円 15,762円 4級 7種 総務課課長補佐 17,000円 13,920円 2. 医療職 (経過期間措置有) 1,23.4級 1種 診療所長 130,000円以内 (年額) 減額措置により、条例額の20%を削減し支給 正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に支給 時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150) ●休日の場合 当該職員の時間単価×100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150) ●休日の場合 当該職員の時間単価×100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160) で		4 /= Thi	5h									
1種 会計管理者・参事   60,000円以内   44,002円   5級   2種   総務課長   50,000円   40,000円   5級   3種   総務課長   39,000円   31,381円   4級   5種   総務課課機   17,000円   15,762円   15級   6種   主幹   17,000円   15,762円   13,000円以内   13,920円   2.医療職   (経過期間措置有)   123.4版   1種   診療所長   130,000円以内   82,200円   3.教育職   1種   幼稚園長 (小学校長兼務)   40,000円以内 (年額)   減額措置により、条例額の20%を削減し支給   正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に支給   時間外勤務1時間につき   当該職員の時間単価 × 100分の125 ((22時から翌朝5時までである場合は100分の150)   休日の場合   当該職員の時間単価 × 100分の135 ((22時から翌朝5時までである場合は100分の160)   宿日直勤務を命じられた職員に支給   本庁 1回 4,700円   基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給   本庁 1回 4,700円   基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給   6月期 期末手当基礎額×1.25月分 (役職段階別加算措置 有)   基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給   6月期 期末手当基礎額×0.7月分   12月期 期末手当基礎額×0.7月分   12月期 期末手当基礎額×0.7月分   12月期 期末手当基礎額×0.7月分   12月期 期末手当基礎額×0.7月分   12月期 期末手当基礎額×0.7月分   12月時 財務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他 著しく特殊な勤務と認められる場合に支給   手 当 名				vest, vest,		1 . A.A . Inch	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	der th (=== 11 der)				
<ul> <li>5級 2種 総務課長 50,000円 40,000円 5級 3種 総務課長以外の課長等 39,000円 31,381円 4級 5種 総務課長以外の課長等 39,000円 19,310円 5級 6種 主幹 17,000円 15,762円 4級 7種 総務課課長補佐 17,000円 15,762円 4級 7種 総務課課長補佐 17,000円 13,920円 2. 医療職 123,4級 1種 診療所長 130,000円以内 (経過期間措置有) 1.23,4級 1種 診療所長 130,000円以内 (年額) 減額措置により、条例額の20%を削減し支給 時間外勤務1時間につき 当該職員の助時間単価 × 100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150) ・休日の場合 当該職員の時間単価 × 100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150) ・休日の場合 当該職員の時間単価 × 100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160) 宿日直勤務を命じられた職員に支給 本庁 1回 4,700円 基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給 6 月期 期末手当基礎額×1.25月分 (役職段階別加算措置 有)</li> <li>事 基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給 6 月期 期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)</li> <li>事 基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給 6 月期 期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)</li> <li>財 基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給 6 月期 期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)</li> <li>事 基 日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給 6 月期 期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)</li> <li>財 基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給 7月分 (投職段階別加算措置 有)</li> <li>財 基 日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給 1月分 (投職段階別加算措置 有)</li> <li>財 基 日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給 1月分 (投職段階別) 1月分 (投職段階別) 1月分 (投職段階別) 1月分 (投職段階別) 1月分 (投職段階別) 1月の 1月額 1月の 1月前 1月前 1月前 1月前 1月前 1月前 1月前 1月前 1月前 1月前</li></ul>			×分									
1		- 177 1			多							
15級   6種   17.000円   15.762円   15級   6種   17.000円   13.920円   12.34級   7種   総務課課長補佐   17.000円   13.920円   12.34級   1種   診療所長   130.000円以内   82.200円   3.教育職   1種   幼稚園長 (小学校長兼務)   40.000円以内 (年額)   減額措置により、条例額の20%を削減し支給   正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に支給   時間外勤務1時間につき   当該職員の時間単価 × 100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150)   6休日の場合   当該職員の時間単価 × 100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160)   12月期   期末手当基礎額×1.25月分   6月期   期末手当基礎額×1.25月分   12月期   期末手当基礎額×1.5月分 (役職段階別加算措置 有)   基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給   6月期   期末手当基礎額×1.5月分 (役職段階別加算措置 有)   基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給   6月期   期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)   基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給   12月期   期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)   12月期   期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)   12月期   期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)   12月期   期末手当基礎額×0.7月分 (投職段階別加算措置 有)   12月期   財末手当基礎額×0.7月分 (投職段階別加算措置 有)   12月期   財末手当基礎額×0.7月分 (投職段階別加算措置 有)   12月期   13月額   13月前額   13月前額	告			総務課長	- A-A-			10,000H				
15級   6種   15   15   15   15   15   15   15   1	描											
13,920円	融				担当)							
1.2.3.4級   1種   診療所長   130,000円以内   82,200円   3. 教育職   1種   幼稚園長 (小学校長兼務)   40,000円以内 (年額)   減額措置により、条例額の20%を削減し支給   正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に支給   ・時間外勤務1時間につき   当該職員の時間単価 × 100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150)   ・休日の場合   当該職員の時間単価 × 100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160)   「宿日直勤務を命じられた職員に支給   ・本庁 1回 4,700円   基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給   ・ 12月期 期末手当基礎額×1.25月分 (役職段階別加算措置 有)   「投職段階別加算措置 有)   「財 期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)   「職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給   手当 名 手当 額 摘要   「表別・大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「	業				,,	,						
1.2.3.4級   1種   診療所長   130,000円以内   82,200円   3.教育職   1種   幼稚園長 (小学校長兼務)   40,000円以内 (年額)   減額措置により、条例額の20%を削減し支給   正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に支給   ・時間外勤務1時間につき   当該職員の時間単価 × 100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150)   ・休日の場合   当該職員の時間単価 × 100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160)   「宿日直勤務を命じられた職員に支給   ・本庁   1回 4,700円   基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給   ・ 1回 4,700円   基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給   ・ 1回 4,700円   基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給   ・ 1回 期末手当基礎額×1.25月分 (役職段階別加算措置 有)   基準日 (6月1日、12月1日) に在職する職員に支給   ・ 12月期 期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)   「収職段階別加算措置 有   「収職日本財務を引き、ア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	当	4級 /	/植_	総務課課長補	佐 ]							
3.教育職	_	2. 医療	戠			(	経過期	間措置有)				
1種   姚鵬辰(小学校美務)   40,000円以内(年額)   減額措置により、条例額の20%を削減し支給   正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に支給   ●時間外勤務1時間につき   当該職員の時間単価 × 100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150)   ●休日の場合   当該職員の時間単価 × 100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160)   宿日直勤務を命じられた職員に支給   ●本庁 1回 4,700円   基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給   ●6月期   期末手当基礎額×1.25月分   12月期   期末手当基礎額×1.5月分 (役職段階別加算措置 有)   基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給   ●6月期   期末手当基礎額×0.7月分   (役職段階別加算措置 有)   基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給   ●12月期   期末手当基礎額×0.7月分   (役職段階別加算措置 有)   財末手当基礎額×0.7月分   (役職段階別加算措置 有)   単資の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給   手 当 額 摘要   「長郎手当 第000円 月額   現場作業手当 3,000円 月額   切稚園指導手当 2,000円 月額   切稚園指導手当 2,000円 月額   切稚園指導手当 1,000円 1件   死体処理手当 1,000円 1件   死体処理手当 1,000円 1件   死体処理手当 1,000円 1件   日額		1,2,3,4級 1	種	診療所長		130,000円以内	9 8	82,200円				
1種   姚鵬辰(小学校美務)   40,000円以内(年額)   減額措置により、条例額の20%を削減し支給   正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に支給   ●時間外勤務1時間につき   当該職員の時間単価 × 100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150)   ●休日の場合   当該職員の時間単価 × 100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160)   宿日直勤務を命じられた職員に支給   ●本庁 1回 4,700円   基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給   ●6月期   期末手当基礎額×1.25月分   12月期   期末手当基礎額×1.5月分 (役職段階別加算措置 有)   基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給   ●6月期   期末手当基礎額×0.7月分   (役職段階別加算措置 有)   基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給   ●12月期   期末手当基礎額×0.7月分   (役職段階別加算措置 有)   財末手当基礎額×0.7月分   (役職段階別加算措置 有)   単資の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給   手 当 額 摘要   「長郎手当 第000円 月額   現場作業手当 3,000円 月額   切稚園指導手当 2,000円 月額   切稚園指導手当 2,000円 月額   切稚園指導手当 1,000円 1件   死体処理手当 1,000円 1件   死体処理手当 1,000円 1件   死体処理手当 1,000円 1件   日額		3. 教育	敨									
減額措置により、条例額の20%を削減し支給   正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に支給   ●時間外勤務1時間につき   当該職員の時間単価 × 100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150)   ●休日の場合   当該職員の時間単価 × 100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160)   電				<b>幼稚園長 (小学校長</b> )	兼務)	40 000 PLY	り(年	額)				
<ul> <li>正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に支給</li> <li>●時間外勤務1時間につき         当該職員の時間単価×100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150)</li> <li>●休日の場合         当該職員の時間単価×100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160)</li> <li>宿日直勤務を命じられた職員に支給         <ul> <li>本庁 1回 4,700円</li> </ul> </li> <li>基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給         <ul> <li>6月期期末手当基礎額×1.25月分</li> <li>(役職段階別加算措置 有)</li> </ul> </li> <li>基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給         <ul> <li>6月期期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>(役職段階別加算措置 有)</li> </ul> </li> <li>事業日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給         <ul> <li>6月期期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>(役職段階別加算措置 有)</li> </ul> </li> <li>職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給         <ul> <li>事当額病要</li> <li>反師手当 第の範囲内月額</li> <li>税務特殊勤務手当2,000円月額</li> <li>幼稚園指導手当2,000円月額</li> <li>伝染病作業手当1,000円月額</li> <li>伝染病作業手当1,000円月額</li> <li>死体処理手当1,000円月額</li> <li>現場保護務手当1,000円月額</li> </ul> </li> </ul>												
時間外勤務1時間につき   当該職員の時間単価 × 100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150)   ・休日の場合   当該職員の時間単価 × 100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160)   宿日直勤務を命じられた職員に支給   本庁 1回 4,700円   基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給   6月期 期末手当基礎額×1.25月分   12月期 期末手当基礎額×1.5月分 (役職段階別加算措置 有)   基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給   12月期 期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)   基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給   12月期 期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)   単次 (役職段階別加算措置 有)   東京 (公職段階別加算措置 有)   東京 (公職段階別分配 (公職段階別分配 (公職投資)   東京		//95/393/101	브		0,720	70°C F11/19, O	メル					
時間外勤務1時間につき   当該職員の時間単価 × 100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150)   ・休日の場合   当該職員の時間単価 × 100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160)   宿日直勤務を命じられた職員に支給   本庁 1回 4,700円   基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給   6月期 期末手当基礎額×1.25月分   12月期 期末手当基礎額×1.5月分 (役職段階別加算措置 有)   基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給   12月期 期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)   基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給   12月期 期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)   単次 (役職段階別加算措置 有)   東京 (公職段階別加算措置 有)   東京 (公職段階別分配 (公職段階別分配 (公職投資)   東京	時	正規の	劼務	時間を超えて	勤務	を命じられ	た職	員に支給				
<ul> <li>労動 当該職員の時間単価×100分の125 (22時から翌朝5時までである場合は100分の150)</li> <li>体日の場合 当該職員の時間単価×100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160)</li> <li>宿日直勤務を命じられた職員に支給 本庁 1回 4,700円</li> <li>基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 6月期 期末手当基礎額×1.25月分 (役職段階別加算措置 有)</li> <li>基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 6月期 期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)</li> <li>基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 6月期 期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)</li> <li>職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給 手 当 額 摘要 医師手当 不算の範囲内 月額 現場作業手当 3,000円 月額 切稚園指導手当 2,000円 月額 切稚園指導手当 2,000円 月額 切稚園指導手当 2,000円 月額 切稚園指導手当 1,000円 1件 死体処理手当 1,000円 1件 現体処理手当 1,000円 1件 現体処理手当 1,000円 1件 再額 1,000円 1件 円額</li> </ul>	間	● 時間:	外勤	カ務1時間につ	き							
<ul> <li>・休日の場合 当該職員の時間単価×100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160)</li> <li>宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・本庁 1回 4,700円</li> <li>基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 ・6月期期末手当基礎額×1.25月分 ・12月期期末手当基礎額×1.5月分 (役職段階別加算措置 有)</li> <li>基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 ・6月期期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)</li> <li>基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 ・6月期期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)</li> <li>職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給</li> <li>手当額摘要 医師手当 子算の範囲内月額 現場作業手当 3,000円月額 切稚園指導手当 2,000円月額 切稚園指導手当 2,000円月額 切稚園指導手当 1,000円月額 伝染病作業手当 1,000円月額 「伝染病作業手当 1,000円月額 日額</li> </ul>	A)											
<ul> <li>・休日の場合 当該職員の時間単価×100分の135 (22時から翌朝5時までである場合は100分の160)</li> <li>宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・本庁 1回 4,700円</li> <li>基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 ・6月期期末手当基礎額×1.25月分 ・12月期期末手当基礎額×1.5月分 (役職段階別加算措置 有)</li> <li>基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 ・6月期期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)</li> <li>基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 ・6月期期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)</li> <li>職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給</li> <li>手当額摘要 医師手当 子算の範囲内月額 現場作業手当 3,000円月額 切稚園指導手当 2,000円月額 切稚園指導手当 2,000円月額 切稚園指導手当 1,000円月額 伝染病作業手当 1,000円月額 「伝染病作業手当 1,000円月額 日額</li> </ul>	11	100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円										
<ul> <li>宿日直勤務を命じられた職員に支給         <ul> <li>本庁 1回 4,700円</li> </ul> </li> <li>期末年 (6月1日、12月1日)に在職する職員に支給         <ul> <li>6月期期末手当基礎額×1.25月分</li> <li>12月期期末手当基礎額×1.5月分</li> <li>(役職段階別加算措置 有)</li> </ul> </li> <li>基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給         <ul> <li>6月期期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>12月期期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>(役職段階別加算措置 有)</li> </ul> </li> <li>職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給         <ul> <li>事当名事当額病要</li> <li>医師手当次の範囲内月額</li> <li>税務特殊勤務手当2,000円月額</li> <li>幼稚園指導手当2,000円月額</li> <li>伝染病作業手当1,000円月額</li> <li>伝染病作業手当1,000円月額</li> <li>死体処理手当1,000円日額</li> </ul> </li> </ul>	勤											
<ul> <li>宿日直勤務を命じられた職員に支給         <ul> <li>本庁 1回 4,700円</li> </ul> </li> <li>期末年 (6月1日、12月1日)に在職する職員に支給         <ul> <li>6月期期末手当基礎額×1.25月分</li> <li>12月期期末手当基礎額×1.5月分</li> <li>(役職段階別加算措置 有)</li> </ul> </li> <li>基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給         <ul> <li>6月期期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>12月期期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>(役職段階別加算措置 有)</li> </ul> </li> <li>職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給         <ul> <li>事当名事当額病要</li> <li>医師手当次の範囲内月額</li> <li>税務特殊勤務手当2,000円月額</li> <li>幼稚園指導手当2,000円月額</li> <li>伝染病作業手当1,000円月額</li> <li>伝染病作業手当1,000円月額</li> <li>死体処理手当1,000円日額</li> </ul> </li> </ul>	務	• 休日(										
## 基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 ● 6月期 期末手当基礎額×1.25月分 ● 12月期 期末手当基礎額×1.5月分 (役職段階別加算措置 有)    基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 ● 6月期 期末手当基礎額×0.7月分 ● 12月期 期末手当基礎額×0.7月分 ● 12月期 期末手当基礎額×0.7月分 ● 12月期 期末手当基礎額×0.7月分 (役職段階別加算措置 有)    職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給   手 当 名	務	• 休日( 当	該	戦員の時間単	価×	100分の1	35					
期末     基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給       ・6月期期末手当基礎額×1.25月分       ・12月期期末手当基礎額×1.5月分       (役職段階別加算措置有)       基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給       ・6月期期末手当基礎額×0.7月分       ・12月期期末手当基礎額×0.7月分       ・12月期期末手当     第個期末年       ・12月期期末手当     第個期末年       ・12月期間期末手当     第個期末年       ・12月期間期末年     第個期末年       ・12月期間期末年     第個期末年       ・12月期間期末年     第個期末年       ・12月期間期末年     第個期末年       ・12月期間期末年     第個期末年	務手当	• 休日( 当	該	戦員の時間単	価× tでて	100分の1 ある場合は	35 100:	分の160)				
期末       基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給         ● 6月期 期末手当基礎額×1.25月分         ● 12月期 期末手当基礎額×1.5月分         (役職段階別加算措置 有)         基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給         ● 6月期 期末手当基礎額×0.7月分         ● 12月期 期末手当基礎額×0.7月分         (役職段階別加算措置 有)         職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給         手当箱       通済要の範囲内月額         税務特殊勤務手当2,000円月額       現額         切稚園指導手当2,000円月額       日額         伝染病作業手当1,000円1件       1件         死体処理手当1,000円1件       1件         精神保健業務手当500円日額	務手当	• 休日( 当 (2	該耶 22時	戦員の時間単から翌朝5時ま	きでて	ある場合は	35 :100:	分の160)				
<ul> <li>・6月期 期末手当基礎額×1.25月分</li> <li>・12月期 期末手当基礎額×1.5月分</li> <li>(役職段階別加算措置 有)</li> <li>基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給</li> <li>・6月期 期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>・12月期 期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>・12月期 期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>・(役職段階別加算措置 有)</li> <li>職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給</li> <li>手 当 名 手 当 額 摘要 医師手当 予算の範囲内 月額 現場作業手当 3,000円 月額 切稚園指導手当 2,000円 月額 切稚園指導手当 2,000円 月額 切稚園指導手当 1,000円 1件 死体処理手当 1,000円 1件 現体処理手当 1,000円 1件 現体処理手当 1,000円 日額</li> </ul>	務手当	<ul><li>休日(2)</li><li>宿日直望</li></ul>	該耶 22時 勤務	戦員の時間単行 から翌朝5時間 であるいられた	きでて	ある場合は	35 100:	分の160)				
<ul> <li>・12月期 期末手当基礎額×1.5月分(役職段階別加算措置 有)</li> <li>基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給</li> <li>・6月期 期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>・12月期 期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>・12月期 期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>・12月期 期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>・役職段階別加算措置 有)</li> <li>職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	務手当電學当	●休日( 当 (2 宿日直i ●本庁	該 1 2 3 3 3 3 3 4 1	戦員の時間単 から翌朝5時ま を命じられた 回 4,700円	きでて	がある場合は 動に支給	100:					
<ul> <li>勤 (役職段階別加算措置 有)</li> <li>基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給</li> <li>● 6 月期 期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>● 12月期 期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>(役職段階別加算措置 有)</li> <li>職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給</li> <li>手 当 名 手 当 額 摘要 医師手当 予算の範囲内 月額 現場作業手当 3,000円 月額 切稚園指導手当 2,000円 月額 切稚園指導手当 2,000円 月額 切稚園指導手当 1,000円 1件 死体処理手当 1,000円 1件 飛神保健業務手当 1,000円 1件 円額</li> </ul>	務手当電學当	<ul><li>休日( 当 (2 宿日直証 本方</li><li>基準日</li></ul>	該取 22時 勤務 1 (6月	戦員の時間単 から翌朝5時ま を命じられた 回 4,700円 目1日、12月16	kでて :職員 =)に	である場合は 動に支給 正 在職 する 職	100:					
<ul> <li>勤 基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給</li> <li>● 6 月期 期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>● 12月期 期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>● 12月期 期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>(役職段階別加算措置 有)</li> <li>職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給</li> <li>手 当 名 手 当 額 摘要 医師手当 予算の範囲内 月額 現場作業手当 3,000円 月額 切稚園指導手当 2,000円 月額 切稚園指導手当 2,000円 月額 切稚園指導手当 1,000円 1件 死体処理手当 1,000円 1件 現体処理手当 1,000円 1件 現体処理手当 1,000円 1件 円額</li> </ul>	務手当 電量 期末	<ul><li>休日(2)</li><li>宿日直証</li><li>本方</li><li>基準日</li><li>6月</li></ul>	該   22   勤務   1   (6   月	戦員の時間単 から翌朝5時 るを命じられた 回 4,700円 11日、12月1日 期末手当基礎	までて : 職員 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	である場合は 関に支給 在職する職 (1,25月分	100:					
<ul> <li>● 6 月期 期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>● 12月期 期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>(役職段階別加算措置 有)</li> <li>職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給</li> <li>手 当 名 手 当 額 摘要</li> <li>医師手当 予算の範囲内 月額</li> <li>税務特殊勤務手当 2,000円 月額</li> <li>切種園指導手当 3,000円 月額</li> <li>幼稚園指導手当 2,000円 月額</li> <li>伝染病作業手当 1,000円 1件</li> <li>死体処理手当 1,000円 1件</li> <li>精神保健業務手当 500円 日額</li> </ul>	務手当 電量 期末	●休日(2 宿日直 ●本庁 基準日 ● 6月月 ● 12月	 	戦員の時間単 から翌朝5時 るを命じられた 回 4,700円 月1日、12月1日 期末手当基礎 期末手当基礎	l でで こ 職員 日)に 整額×	である場合は いま給 在職する職 た1.25月分 た1.5月分	100:					
<ul> <li>● 6 月期 期末手当基礎額×0.7月分</li> <li>● 12月期 期末手当基礎額×0.7月分(役職段階別加算措置 有)</li> <li>職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給</li> <li>手 当 名 手 当 額 摘要</li></ul>	務手当 電影 期末手当	● 休日( 当 (2 宿日直 ● 本庁 基準日 ● 6 月財 ● 12月財 (役職	該時   225   勤	戦員の時間単 から翌朝5時 を命じられた 回 4,700円 引1日、12月1日 期末手当基礎 期末手当基礎 皆別加算措置	に で で で で で で で で で で で で で	である場合は 関に支給 在職する駅 (1.25月分 (1.5月分 (1.5月分)	は100	支給				
************************************	務手当 電量 期末手当 勤	● 休日( 当 (2) 宿日直 ● 本方 基準日 ● 6月月 ● 12月期 (役職		職員の時間単 から翌朝5時 を命じられた 回 4,700円 引1日、12月1日 期末手当基礎 期末手当基礎 皆別加算措置 引1日、12月1日	に で で で で で で で で で で で で で	である場合は 強に支給 在職する取 (1.25月分 (1.5月分 )	は100	支給				
職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給	務手当 電影 期末手当 勤勉	<ul> <li>休日(2)</li> <li>宿日本</li> <li>基準日月</li> <li>(役)</li> <li>基準日月</li> <li>(役)</li> <li>基準日月</li> <li>(日月月日)</li> <li>(日月日日)</li> <li>(日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日</li></ul>		職員の時間単語の時間単語を命じられた。 4,700円 月日、12月1日 期末手当基礎期末手当基礎時間 別加算措置 月日、12月1日 期末手当基礎 期末手当基礎 おりかり おりがり かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい か	に に に に に に に に に に に に に に	である場合は に支給 在職する取 は1.25月分 は1.5月分 ) 在職する取 でのア月分	は100	支給				
著しく特殊な勤務と認められる場合に支給       手 当 名 手 当 額 摘要	務手当 電學 期末手当 勤勉手	<ul> <li>休日(2)</li> <li>宿車</li> <li>春年月月</li> <li>12月月</li> <li>後日月月</li> <li>12月月</li> <li>12月月</li> </ul>		職員の時間単語の時間単語を示しられた。 「おいら翌朝5時間である。」 「おいらのでは、「おいらのでは、「おいらのでは、」 「おいらのでは、「おいらのでは、」 「おいらのでは、「おいらのでは、「おいらのでは、」 「おいらのでは、「おいらのでは、「おいらのでは、」 「おいらのでは、「おいらのでは、「おいらのでは、「おいらのでは、」 「おいらのでは、「おいらのでは、「おいらのでは、」 「おいらのでは、「おいらのでは、「いらのでは、「いらのでは、「いらのでは、「いらのでは、「いらのでは、「いらのでは、「いっとのでは、「いらのでは、「いっとのでは、」」 「いっとのでは、「いっとのでは、」」 「いっとのでは、「いっとのでは、」」 「いっとのでは、」」 「いっとのでは、」 「いっとのでは、」 「いっとのでは、」 「いっとのでは、」」 「いっとのでは、」 「いっとのでは、このでは、」 「いっとのでは、」 「いっとのでは、」 「いっとので	に で 間 に は に を を で に を を を を を を を を を を を を を	である場合は に支給 に支給 在職する取 は1.25月分 は1.5月分 0.7月分 0.7月分	は100	支給				
著しく特殊な勤務と認められる場合に支給       手 当 名 手 当 額 摘要	務手当 電學 期末手当 勤勉手	<ul> <li>休日(2)</li> <li>宿車</li> <li>春年月月</li> <li>12月月</li> <li>後日月月</li> <li>12月月</li> <li>12月月</li> </ul>		職員の時間単語の時間単語を示しられた。 「おいら翌朝5時間である。」 「おいらのでは、「おいらのでは、「おいらのでは、」 「おいらのでは、「おいらのでは、」 「おいらのでは、「おいらのでは、「おいらのでは、」 「おいらのでは、「おいらのでは、「おいらのでは、」 「おいらのでは、「おいらのでは、「おいらのでは、「おいらのでは、」 「おいらのでは、「おいらのでは、「おいらのでは、」 「おいらのでは、「おいらのでは、「いらのでは、「いらのでは、「いらのでは、「いらのでは、「いらのでは、「いらのでは、「いっとのでは、「いらのでは、「いっとのでは、」」 「いっとのでは、「いっとのでは、」」 「いっとのでは、「いっとのでは、」」 「いっとのでは、」」 「いっとのでは、」 「いっとのでは、」 「いっとのでは、」 「いっとのでは、」」 「いっとのでは、」 「いっとのでは、このでは、」 「いっとのでは、」 「いっとのでは、」 「いっとので	に で 間 に は に を を で に を を を を を を を を を を を を を	である場合は に支給 に支給 在職する取 は1.25月分 は1.5月分 0.7月分 0.7月分	は100	支給				
特殊 動務 手 当手 当当 名 (契 (表)	務手当 電學 期末手当 勤勉手	● 休日( 当(2) 宿本 本 日 月) ● 12月 ● 6月 月) ● 12月 職 ■ 6月 月) ● 12月 職 ● 12月 で	該2   勤   (朝期段  (明期段	戦員の時間単 から翌朝5時間 を命じられた 回 4,700円 引日、12月1日 期末手当基礎 皆別加算措置 引日、12月1日 期末手当基礎 開末手当基礎 階別加算措置	に で 間 に で 間 に に に に に に に に に に に に に	である場合は 正支給 在職する耶 1.25月分 1.5月分 1.5月分 0.7月分 0.7月分 7)	は 戦員に 戦員に	二支給				
できる下り下り下り月額大務特殊勤務手当2,000円月額現場作業手当3,000円月額幼稚園指導手当2,000円月額伝染病作業手当1,000円1件死体処理手当1,000円1件精神保健業務手当500円日額	務手当 電學 期末手当 勤勉手	<ul><li>休日(2)</li><li>宿本準(2)</li><li>事をはずります。</li><li>12月職</li><li>基をはずります。</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li><li>12月期</li>&lt;</ul>	該2   勃	職員の時間単語では では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	をでして、日本では、日本では、日本では、日本のでは、日本	である場合は 値に支給 近で支給 在職する耶 (1.25月分 (1.5月分 ) 在職する耶 (0.7月分 (0.7月分 ) 健康または困	は 戦員に 戦員に	二支給				
<u> </u>	務手当 [ <table-cell> ]                                    </table-cell>	<ul><li>休日当(2)</li><li>宿・本準・6月月間</li><li>12月月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li>12月間</li><li< td=""><td>                                     </td><td>職員の時間単語では ではいる。 では、 では、 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、</td><td>  日</td><td>である場合は 位に支給 在職する耶 1.25月分 1.5月分 0.7月分 での、7月分 での、7月分 での、7月分 での、7月分 での、または困 は、または困 は、または困</td><td>は 戦員に 戦員に</td><td>三支給ニ支給</td></li<></ul>		職員の時間単語では ではいる。 では、 では、 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	日	である場合は 位に支給 在職する耶 1.25月分 1.5月分 0.7月分 での、7月分 での、7月分 での、7月分 での、7月分 での、または困 は、または困 は、または困	は 戦員に 戦員に	三支給ニ支給				
<u> </u>	務手当 [ <table-cell> ]                                    </table-cell>	<ul><li>休日(2)</li><li>宿本準(2)</li><li>12月では</li><li>12月では</li><li>12月では</li><li>12月では</li><li>12月では</li><li>12月では</li><li>12日の</li><li>12月では</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><li>12日の</li><l< td=""><td>                                     </td><td>職員の時間単語では ではいる。 では、 では、 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、</td><td><ul><li>に</li><li>に</li><li>は</li><li>は</li><li>き</li><li>は</li><li>き</li><li>は</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li></ul></td><td>である場合は 値に支給 近で支給 近で支給 在職する駅 で1.25月分 で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5日か で1</td><td>戦員に</td><td><ul><li>支給</li><li>立</li></ul></td></l<></ul>		職員の時間単語では ではいる。 では、 では、 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	<ul><li>に</li><li>に</li><li>は</li><li>は</li><li>き</li><li>は</li><li>き</li><li>は</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li><li>き</li></ul>	である場合は 値に支給 近で支給 近で支給 在職する駅 で1.25月分 で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5月か で1.5日か で1	戦員に	<ul><li>支給</li><li>立</li></ul>				
<u> </u>	務手当 [ <table-cell> ]                                    </table-cell>	<ul> <li>休日</li> <li>(2)</li> <li>宿本準6月月</li> <li>12月</li> <li>40</li> <li>12月</li> <li>12日</li> <li>12日<td>                                     </td><td>職員の時間単語を表現の時間単語を表現の時間単語を表現であれた。 4,700円 11日、12月1日 期末末手算措置 11日、12月1日 期末手手算措置 期末手手算 11日、12月1日 期末手手算 11日、12月1日 11日、12月</td><td>まで、職員に終れて、日本のでで、職員にあり、というでで、職員にあり、というでは、これでは、日本のでは、日</td><td>である場合は を表する場合は ででは、1.25月分 ででは、1.25月分 ででは、1.5月分 ででは、1.5月分 でででは、1.5月分 でででは、1.5月分 でででは、1.5月分 でででは、1.5月分 でででは、1.5月分 でいる。1.5月か でいる。1.5日か でいる。1.5日か でいる。1.5日が でいる。1.5日が でいる。1.5日が でいる。1.5日が でいる。1.5</td><td>戦員に</td><td>- 支給 - 支給 - 支給 - 勤務その他 - 摘要 - 月額</td></li></ul>		職員の時間単語を表現の時間単語を表現の時間単語を表現であれた。 4,700円 11日、12月1日 期末末手算措置 11日、12月1日 期末手手算措置 期末手手算 11日、12月1日 期末手手算 11日、12月1日 11日、12月	まで、職員に終れて、日本のでで、職員にあり、というでで、職員にあり、というでは、これでは、日本のでは、日	である場合は を表する場合は ででは、1.25月分 ででは、1.25月分 ででは、1.5月分 ででは、1.5月分 でででは、1.5月分 でででは、1.5月分 でででは、1.5月分 でででは、1.5月分 でででは、1.5月分 でいる。1.5月か でいる。1.5日か でいる。1.5日か でいる。1.5日が でいる。1.5日が でいる。1.5日が でいる。1.5日が でいる。1.5	戦員に	- 支給 - 支給 - 支給 - 勤務その他 - 摘要 - 月額				
<u> </u>	務手当 [ <table-cell> ]                                    </table-cell>	<ul> <li>休日当(2)</li> <li>宿本 準612月職</li> <li>122役 準6月月職</li> <li>122役 準6月月職</li> <li>120日職署</li> <li>医税税</li> </ul>		職員の時間単語では、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日 日本のでは、12月1日	まで職 に終れる 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日	である場合は はに支給 に支給 に支給 にも、 にも、 にも、 にも、 にも、 にも、 にも、 にも、	戦員に	- 支給 - 支給 - 支給 - 勤務その他 - <u>摘要</u> - 月額 - 月額				
<u> </u>	務手当 [ <table-cell> ]                                      </table-cell>	<ul><li>休日当(2)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)<!--</td--><td>                                     </td><td>職員の時間単語では、12月1日の時間単語では、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本</td><td>まで職 日麓を 日麓を 大る 日巻を 1 に2×4 不場 子 : : : : : : : : : : : : : : : : : :</td><td>である場合は はに支給 に支給 に支給 にも、 にも、 にも、 にも、 にも、 にも、 にも、 にも、</td><td>戦員に</td><td>  支給   支給   動務その他   <u>摘</u>月月額   月月額</td></li></ul>		職員の時間単語では、12月1日の時間単語では、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日、12月1日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	まで職 日麓を 日麓を 大る 日巻を 1 に2×4 不場 子 : : : : : : : : : : : : : : : : : :	である場合は はに支給 に支給 に支給 にも、 にも、 にも、 にも、 にも、 にも、 にも、 にも、	戦員に	支給   支給   動務その他   <u>摘</u> 月月額   月月額				
精神保健業務手当 500円 日額	務手当 [ <table-cell> ]                                      </table-cell>	<ul><li>休日当(2)</li><li>宿・基・612付準・612付準・612付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職者</li><li>・127付職</li></ul>	該2  勤   (6期期段  務殊   当殊業指   数1	職員の時間単語では、12月1日 を 4,700円 目 1,700円 目 1,700円 目 1,12月1日 末末末期 1,15半半半	まで職 日麓を 日麓を 1 大る 1 大き	である場合は に支給 に支給 に支給 に在職する駅 は1.25月分 は1.5月分 での7月分 での7月分 では、1.5月か では、1.5日か では、1.5日か では	戦員に	<ul><li>支給</li><li>一支給</li><li>一支給</li><li>一支給</li><li>一支給</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li><li>一支約</li>&lt;</ul>				
野 <u>十</u> 加押主当 5000 口類	務手当 [ <table-cell> ]                                      </table-cell>	● 休日当(2 「電子」日月月職日月月期間日月月期間日月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日		職員の時間単語では、12月1日 (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17)	まで職」に終める「自動を発見した。 で職」に終める「自動を発見した。 はいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	である場合は に支給 に支給 に支給 に在職する駅 は1.25月分 は1.5月分 の7月分 での7月分 ででする駅 での7月分 ででする駅 での7月分 ででする駅 での7月分 ででする場合でする。 でででする。 ででする。 ででする。 ででする。 でででする。 ででする。 ででする。 ででする。 でででする。 ででする。	戦員に	支給   支給   動務その他   所見額額額   月月額   月月年   1件				
	務手当 [ <table-cell> ]                                      </table-cell>	<ul><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li><li>(す)</li></ul>		職員の時間単語の時間単語を受けられた。 4,700円 1日末年の 4,700円 1日末年の 1日末年の 1日末年の 1月末年の 1月末年の 1月末年の 1月末年の 1月末年の 1月末年の 1月末年の 1月末年の 1月末日の	まで職」に終める「自動を発見した。 で職」に終める「自動を発見した。 はいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	である場合は に支給 に支給 に支給 に1.25月分 に1.5月分 に7月分 に7月分 に7月分 に1.5月分 に7月分 に2.000円 2.000円 1.000円 1.000円 1.000円	戦員に	支給				
	務手当   復享当   期末手当   勤勉手当	● 信当(2 直庁 日月月職 日月月報 団体) を では、 本準 6 12 役 準 6 12 役 買し の の の の の の の の の の の の の の の の の の		職員の時期5時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間	まで職」に終める「自動を発見した。 で職」に終める「自動を発見した。 はいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	である場合は に支給 に支給 に支給 に1.25月分 に1.5月分 に7月分 に7月分 に7月分 に1.5月分 に7月分 に2.000円 2.000円 1.000円 1.000円 1.000円	戦員に	支給				

#### (4)特別職・議員等の報酬の状況

X	分		期末手当		
	73	減額後給料·報酬	条例での給料・報酬	差 額	支給割合
<b>B</b> J	長	588,000円	735,000円	147,000円	
副田	J 長	529,200円	588,000円	58,800円	○6月期、
教育	手長	512,050円	539,000円	26,950円	1.45月分
議	長	259,000円	259,000円	0円	○12月期
副調	養長	220,000円	220,000円	0円	1.6月分
議	員	184,000円	184,000円	0円	

# 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1)勤務時間

勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く)
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (午後零時から午後1時までの間は休憩時間)
1週間当たりの勤務時間	38時間45分

#### (2)休暇制度

		1	休暇の	種	類		休	暇	日	数	等
			年 次	休	暇		1年に				
	病	公	務上の負傷を	<b>又は</b> 犯	矢病		その療剤				
	病気は	結	核性疾患				1年を起				
	休暇	上	記以外の負債	易又は	ま疾病	9	3月を起療養に	習えな	い節	用内で	、その
		1	伝染病予防法に	よる交	通しゃ	断又は隔離	その都	度必要	要と認	認める	期間
		2	風水震火災その他				その都				
		3	風水震火災その 員の現住居の源			変による職	その都 ただし				る期間
		4	その他交通機関(				その都	度必要	更と認	別める	期間
有		5	証人、鑑定人・署の呼出しに			して官公	その都	度必要	要と認	別める	期間
		6	選挙権その他分	民と	してのオ	権利の行使	その都	度必要	要と認	見める	期間
		7	骨髄移植の				その都	度必要	要と認	忍める	期間
		8	所轄公署の事務 基づく事務又は	事業の3	全部又は	一部の停止	その都				
		9	通信教育にを受ける場		ける面	接授業	その都 ただし				
		10	国民体育大会	会に参	加する	る場合	その都				
	特	11	婚姻の場合				その都 ただし			認める	る期間
	別	12	妊娠障害のとが著しく	困難;	な場合	<u></u>	当該妊娠内で、そ	の都度	必要と	認める	期間
		13	妊娠中又は分 第10条又は第 指導又は健康	んまで1週	2週間に1 週間に1回	回。妊  ]。分べ	娠10月 ん後1年	から分べ まで1回			
	休	14	分べんの場	分べんの ら分べん の期間内	の日後8	週間E	に当た	る日まで			
	暇	15	夏季休暇				7月かり	59月	まで( 要と)	の期 認める	間内に 3期間
給		16	小学校就学前の ないことが相当	1年に1							
		17	生理休暇				その都 ただし			認める	る期間
		18	女子職員か い生児を育	てる	場合		1820				
		19	職員の配偶者が分へ 分べんに伴い必要な ため勤務しないこと	上認めら	れる入院	の付添い等の	分べん日後 いて、その	の2週間E 都度必要と	]に当た <sup>;</sup> :認める!	る日まで( 朝間。たた	ごし2日以内
		20	父母、配偶者	又は	子の祭	<b>₹</b> □	その都 ただし	√2⊟L	以内		
		21	忌引				日の範目	囲内で	必要の	と認め	から10 る期間
		22	社会貢献活			- 1 - 1 - 1	期間				内の
無	介	護尔	<b>片暇</b>	6月0	の期間	とする―(内で必要と	ニ認める	期間			
給	組	合作	<b>大暇</b>		こつき る期間	10日を超え 引	ない範[	囲内で	、その	)都度	必要と
					はその委任	£を受けた者が必要と認めた期間					

#### ◇取得実績 (期間 H21.1~H21.12)

調査対象	年次	X	分	育児休業		
職員数	取得総日数	平均取得日数		73		内新規取得者
52人	578⊟	11.1⊟	取得	者数	1人	0人

# 4. 職員の分限及び懲戒処分

#### (1)処分者数

(単位:人)

夕	ル分け	可容	処分者数	分事由	夂	L分P	勺容	処分者数	分事由
$\overline{}$	免	職	0		纱布	免	職	0	
加限	降	任	0		懲戒	停	職	0	
分限処分	休	職	1	心身の故障の ため	妡	減	給	0	
分	降	給	0		分	戒	告	0	
	失	職	0			訓설	き等	0	

# 5. 職員の服務の状況

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の勤務のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で専念しなければなりません。

職員には、命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行 為の禁止・営利企業等の従事・政治行為の制限などが課せられます。

# 6. 職員研修及び勤務成績の評定の状況

(単位:人)

研修区分	研修内容等	受講者数	場所
一般研修	市町村職員研修·新 規採用職員研修等	4	徳島県自治研修ヤンター
特別研修	パソコン・防災対策II· 行政法入門講座等	14	協島宗日/2011   ピンター
派遣研修	人権研修	6	愛媛県·三重県·徳島県

# 7. 職員の福祉および利益の保護の状況

# (1)福利厚生事業(徳島県市町村職員互助会に加入)

#### ①会員数(平成21年4月1日現在)

	区 分	会員数		互	助	会	名	
上勝	町職員(55人)	55人	財団法人	徳	島県	市町	村職員	互助会
(※職	員数は、特別職3名	を含む)						

### ②財源

年 度	会員掛金 (会員個人支出分) (円)A	町補助金 (公費支出分) (円)B	А:В
21年度決算額	620,595	620,885	1:1

#### ③事業内容

給付事業	医療費補助金·入院差額料·入院見舞金·結婚祝金·出産祝金·入学祝·永年会員祝金·死亡弔慰金·災害見舞金·育児休業給付金·介護休業給付金·退職餞別金
厚生事業	銀婚祝品・ライフプランセミナー・退職記念品・スキー教室・ 夏期保養施設
助成事業	人間ドック及び脳ドック助成·在宅介護助成·保養所利用助成·遺児奨学助成·公的資格助成·旅行費用助成·文化体育活動助成
貸付事業	一般貸付·住宅貸付·医療貸付
その他の事業	積立年金事業·互助年金制度

#### (2)福利厚生事業(上勝町)

区分	受診者数
人間ドック	32人
脳ドック	4人
定期健康診断(徳島県総合健診センター外)	13人
定期健康診断(上勝町診療所)	3人

#### (3)公務災害補償制度

公務災害認定件数	通勤災害認定件数
0件	1件

# 健康の達人になろう

# 知って得する健康情報

(151) 海 進

気です。 冬にかけてもみられるように ずむし)も正しい治療をきち たみずむしが、最近では秋 情報は「みずむし」につい ごしでしょうか。今回の健康 なってきています。 お話させていただきます。 おりますが、皆様いかがお過 んと続けていれば必ず治る病 しみずむし)も爪白癬(つめみ 昔は夏の病気と言われてい 秋色が日毎に深みをまして 足白癬(あ

0) れば、

込んで起こる皮膚の病気です。 きん)が、足の裏などに入り 種である白癬菌(はくせん

になりました。正しく治療す 体質や生活習慣に問題がある れることになります。 やめると、いつまでも悩まさ 全に殺してしまう前に治療を スがほとんどですが、 "みずむし"と呼ばれるよう ぶくれを生じさせることから、 多くの場合、 ある病気です。 繰り返し感染する可能性 数カ月で完治するケー 皮膚に小さな水 菌を完 また、

症状は非常にかゆみがひど

です。 みずむし菌は温かく湿った環 食べて繁殖しています。また、 ケラチンというたんぱく質を 質層(死んだ細胞の集まり) 皮膚のいちばん外側にある「角 みずむし菌が棲みつくのは、 みずむし菌はここで

みずむし(白癬)は、

カビの

一般的な説明

境を好み、特に温度二十六度 ずむしに悩まされる人が増え 充実により、季節を問わずみ ですが、近頃では暖房設備の ます。そのためみずむしの症 最も活発になるといわれてい てきています。 う周期を繰り返すのが一般的 し、冬になるとおさまるとい 春から夏にかけて悪化 湿度七十%以上のとき、

性化していく場合が多いので 多汗症の人に多く、 く女性が増え、蒸れやすい のファッションの流行や、 ス」など通気性の悪い足回 す。「ブーツ」「ルーズソック 夏になるとさらに悪化して慢 とんど治ったようにみえても、 ものになることがあります。 れて炎症を起こし、化膿性の 感染によって、患部が強くは になったり、さらに化膿球菌 (白癬菌以外のバイ菌)などの 水虫は、靴を常用する人や かき過ぎると湿疹のよう 冬にはほ

> ません)。 ちろん免疫がしっかりしてい と感染の要因になります(も スマットを一緒に使っている ります。また、 れてくるために増悪因子とな 時間履くようになったことは、 ても、簡単には感染には至り る方に多少白癬菌がくっつい しの人がいて、 一日中、革靴を履いて仕事を している男性と同じで足がむ ルやストッキングを長 スリッパやバ 家族にみずむ

# ■対策・治療

ます。 た家族にうつらないようにサ 乾燥させるのがよいです。ま 短くして石鹸で丁寧に洗い い診断・治療を早めに受ける めに掃除することをお勧めし ンダルやスリッパを共有しな があります。靴を履く時間を 一度は皮膚科を受診して正し ように注意し、床や畳はま カビは高温多湿を好む性質 水虫と思われたときは、

果が得られるようになっ 状を呈する、 決めてください。 状や使用感の好みにより が開発されてから高い効 よくみられる)は、 の変色や爪肥厚などの症 に爪の水虫(黄色~黒色へ か種類がありますが、 がりに広めに薄く塗布 治療方法は塗り薬を 軟膏にもいく 親指の爪に ちなみ 内服薬

症

0



# 対象者と助成

ザ

こんにちは

保健

師です

ワクチ

ンル 接 種 ン

っています。 ンフルエンザ予防接種が始ま 本年度十月より、新たなイ

# する必要があるの? なぜワクチンを毎年接

①生活保護世帯および町民税非課税の方

(ただし小学6年生までは1回1,000円×2回)

②65歳以上で、課税世帯の方

2.600円の助成

1.300円の助成

するのにはぴったりの季節でさわやかな秋、スポーツを

徳島大学 三浦先生の 運動教室

程度とされているからです。程度とされているからです。のインフルエンザワクチンののインフルエンザワクチンの発症予防効果はおよそ五カ月発症予防効果はおよそ五カは毎年のように変異しながら流のインフルエンザウイルスは

ゴムチューブや大きなゴムがていねいに指導してくれまがていねいに指導してくれまがでいねいに指導してくれまがでいるがご参加ください。

# 負担金の助成

めの申請をお願いします。

諸みになっていない方は、早

諸月担の軽減を実施してい 上勝町では次の方に対して、

十一月二十四日

十四時~十六時

コミュニティセンター

五百円

上勝町診療所の

歯の健康相談

11月10日

11月30日

9:30~11:00

9:30~11:00

歯科衛生士による歯やお口の相談です

だと思いますよずいぶんお得な会費を受けて、五百円は二時間みっちり指導



# 申請方法

6個

大さじ1

小さじ1/2

小さじ1/2

\にんにく(すりおろし)……… 少々

しください。 住民課または支所までお越印鑑をお持ちになり、役場防接種済証、還付先の通帳、接種後日に、領収書、予 甲監よる寺らこより、党場防接種済証、還付先の通帳、接種後日に、領収書、予すでに接種がお済みの方

■材料 (2人分) 生しいたけ

豆板酱

ごま油・

うずらの卵

A みりん

セロリの葉・

1

# ①上勝町で接種する場合

まだ接種されていない方 明書の交付を受けて、診療 所に持参すると、窓口で負 所に持参すると、窓口で負

月見しいたけ

しいたけは軸を除く。よく混ぜ合わせたA を傘の内側に塗ってオーブントースターで

2~3分焼く。 取り出して中央にうずらの卵を割り入れ、 再びオーブントースターで半熟状になるま で焼いて取り出し、皿に盛ってセロリの葉

# ②町外で接種する場合

償還払い方式での助成となるため、一旦病院窓口での負担が必要となります。 種済証、還付金の振り込みを 種済証、還付金の振り込みを 希望する通帳、印鑑をお持ち になり、役場住民課または支 所までお越しください。 また、助成額については接 また、助成額については接 また、財政額については接

上勝町無料電話健康相談

チェックが必要ですので、 査による定期的な副作用 継続することや、

血液検

一年くらい長期に内服

するまでには大体六ヶ月 てきました。ただし完治

0120-24-8174



き

# 英会話教室

11月の英会話教室の実施予定は下記のとおりです。

■開講日 11月4日(木)

11日(木) 18日(木)



時間 初級クラス 午後7時~8時上級クラス 午後8時~9時※両クラスを継続して受講することもできます。

- 場 所 高鉾公民館
- 受講できる方

上勝町内に住所を有する方 上勝町内に勤務されている方

- 受講料 無料
- ●お申し込み・お問い合わせ 上勝町教育委員会まで

# 上勝町体育協会主催

# バドミントン大会の 開催について

- □日時 11月21日(日) 12時30分集合
- 場所 傍示社会体育館
- 要項

試合はダブルス戦とします。

町内に在住する者、もしくは町内の事業所などにおいて勤務する者が作るチームであれば、年齢、男女混合などいずれの制約も受けません。

参加申込み

**11月15日(月)**までに教育委員会まで名 簿を提出すること。

# 第5回 高齢者教室ご案内

■と き **11月26日(金)** 午前9:30~午後3:00

内 容 午前の部

■ところ 高鉾公民館

「健康料理を作りましょう」 講師:中尾光惠さん

午後の部

「寄せ植えで美しく飾りましょう」 講師:地行玉子さん

- ■今回高齢者教室は材料の準備の都合上、事前に参加を申し込んでください。
- 服 装 エプロン、三角巾等料理の服装
- ■お申し込み先 上勝町教育委員会 ☎0885-45-0111 (高齢者教室担当 木谷奉子) お申し込み締め切り11月17日(水) まで
- ■参加費 寄せ植え材料費として500円 (当日集金)

# 平成22年11月23日(火・祝) 勤労感謝の日

# 司法書士による無料相談「全国一斉労働トラブル110番」を実施します

- - (徳島市南前川町4丁目41番地)
- 相談料 無料
- ■相談形式 面談・電話
- ■相談専用 ☎088-611-3555

(11月23日のみ通話できます)

相談例

給料の支払いが遅れています。 残業手当を支払ってもらえません。 契約期間が残っているのに解雇されました。 退職金を払ってもらえません。

### 町制55周年記念事業

# **徳島県文化研修会** 上勝町芸術文化祭

# 上勝町芸術文化協会20周年記念事業の開催について

たいで、皆様のお越しをおすので、皆様のお越しをおすので、皆様のお越しをおす。 一また、十四日の午前は記念式典を行い、二十周年記念表彰や(有)環境とまちづくり代表澤田俊明氏による重要文化的景観についての重要文化的景観についてのま能発表を開催します。 どなたでもご参加できまずので、皆様のお越しをお

県内各市町村文化協会の 会員が一同に会し、研修し 交流を深めることを目的に 一年、県内の受持ち市町村 で開催しております。

上勝中学校体育館十一月十三日(土)

# クリスマスライブ開催

今年もクリスマス・ライブを開催します!バンドやコーラス部による演奏の外、飲み物、軽食もご用意しております。持込みもOKですが、アルコールについては自己責任でお願いします。みんなでクリスマスムードを盛り上げて楽しいひとときを過ごしましょう。

### ※出演者募集中!!

ライブに出演してみたいという方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

- ■日 時 **12月4日**(土)
- 開場 18時 開演 18時30分
- ■場 所 高鉾公民館
- 参加費 無料

山田翠・新居

- 主 催 クリスマスライブ実行委員会
- ■問い合わせ先 上勝町役場内クリスマスライブ実行委員会
- **☎**46-0111 IP 050-3438-8071

### 棚田の音色実行委員会主催

第9回 棚田の音色

# 大地にささげる音楽祭



- ▶日時 11月7日(日) 13時~15時
- ♪会場 **上勝町旭 市宇の棚田** 雨天時は上勝中学校体育館
- ▶内容 マーチング演奏やオカリナ演奏 他 (詳しくは折り込みチラシをご覧ください)

駐車場には限りがございます。できる限り乗り合わせでお越しください。

たくさんの方のご来場をお待ちしています。

- ♪お問合わせ先
- 上勝町教育委員会
- **☎**45−0111 IP 050−3438−7311 上勝町産業課
- **☎**46−0111 IP 050−3438−8071

# 農業用廃プラスチック回収のお知らせ

注意事項をよく読んで、指定場所にお出しください。

11月10日 ~12日  $\Box$ 

8時30分~17時

東とくしま農協上勝支所 指定場所

1kg当たり、31.5円(税込み)が必要です。 処理単価

注意事項

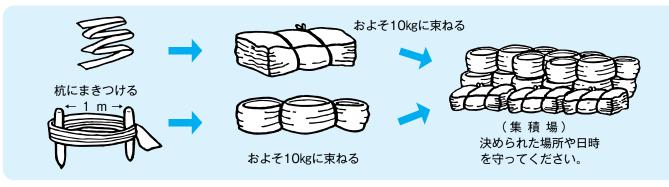
必ず3つの種類に分けてください。

- (1)**塩化ビニール**(主にハウス栽培に使用され、(農ビ)のマークが入っています。)
- ②酢酸ビニールおよびPO系フィルム(主にトンネル栽培で使用されています。)
- ③ポリエチレン及びその他プラスチック類(主にマルチ資材として使用されています。
- ■仕分けしたプラスチックフィルムは、泥をはたき落とし、木片・金属などの異物を完全に 取り除いてください。

※②③については、セメントの燃料として使用しますので、塩ビは絶対に入れないでください。

■荷造りは、取扱いしやすいように10kg程度の重さにし、下図のように必ず2ヶ所を同じ材 質で堅くしばってお出しください。トラックの積み込みの時に、バラけて積み込みが困難 なため、処理場から荷造りについて、徹底するよう強い要望が出ています。 皆さまのご協力をお願いします。

あぜなみと農薬ビンは対象となりません。回収が決まり次第お知らせいたします。



# 産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書面の備え付け(携帯)が必要です

# [表示義務について]

産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側面に、次の 項目を表示しなければなりません。

- 排出事業者が自分で運搬する場合
  - ①産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ②排出事業者名

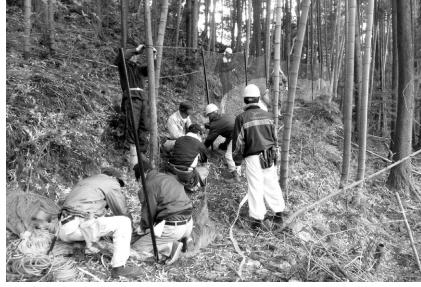
### [書類の携帯義務について]

産業廃棄物の運搬車は、指定の用紙に記入し、常時携帯しなければ なりません。用紙は東とくしま農協上勝支所営農購買課にあります。

氏 名

▲マグネット・シート(東とくしま農協上勝支所営農 購買課にあります)

東とくしま農協上勝支所営農購買課 ☎45-0211



一十年度より防護柵設

ては当初計画どおり

集落関係者全員参加による集

役場産業課

担当

申請先・問い

合わせ

策協議会を設立 進をしています。 年三月に上勝町鳥獣害防止対 した鳥獣被害防 止対策は、 との方向性を決定し、 面的対策に取り組む事 るみによる集落単位の による点的対策を追求 するのではなく地域ぐ て、 し上勝町の 止対策の推 Þ の農家 実態

費を費やし苦慮してお

柵の設置管理等多くの労力と経

農林家にお

いては、

捕獲、

防護

鳥獣被害が急増し、

置事業を実施しており 地区事業実施しており に七地区完了、 二年度にお 実施完了地区にお 一年度まで ては六

協議会と協力しながら事前に 実施できる地区。 集落単位で一体的に取 り組み

防護柵設置工事は地元施工 防護柵等材料費の九十%補助(十 %の自己負担必要)

③防護柵設置計画(設置予定図

②関係者名簿 ①代表者氏名

平成二十二年十二月十五日まで

適当と認められた地区。 画を策定し、 協議会にお

維持補修管理がされる地区。

設置は地元施工とし引

課題も出てきており 来年度におい 害を及ぼしている現状を踏まえ、 防護柵等設置事業を推進予定し 今後も現地調査を行い 事業希望集落 と考えております 二十三年度予算の ても集落単 町内にお して まとめを頂き役 回見様に 問題点に いく段階では -位での 大な被 て鳥獣 取り 9

ります。

平成23年度

設置

防護柵の

詳しいお問い合わせ先

# 父子家庭のみなさまにも 児童扶養手当が支給されます!



(平成22年8月~11月分の手当の支給は、同年12月となります)

お忘れではありませんか?現在、父子家庭のみなさまに対する児童扶養手当支給の申請を受け付けて います。

平成22年8月1日から、父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます。手当の支給にあたって は、必ず役場住民課へ申請が必要です。

平成22年11月30日までに忘れずに手続きをしてください。11月30日を過ぎると、申請の翌月からの 支給になりますので、ご注意ください。

平成22年11月30日までに申請いただくと、次の取り扱いとなります。

- ・平成22年7月31日までに支給要件に該当している方
  - 11月30日までに申請すれば、「8月分」から支給されます。
- ・平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方

11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分 | から支給されます。

※8月~11月分が支給されるのは12月です。

お問い合わせ先 役場住民課

0885-46-0111 **IP** 050-3438-8071

# 大量の不好を製手前を対する助成制度を200で

徳島県では、これまでの犬猫の捕獲・殺処分の体制から、 不妊去勢手術を勧め将来における殺処分頭数を減らす、 より動物愛護の視点に立った体制へと移行を勧めてお ります。

このことから、上勝町においても犬猫の不妊去勢手術 料の一部を助成いたします。予算の範囲内の助成となり、 件数に限りがございますのでご了承ください。



補助対象

犬に関しては、上勝町で登録済みの犬に限る、なお他市町村で登録後転入処理後 の犬も対象とする。

犬猫の不妊去勢手術 1 件につき5,000円

- 申請方法 1. 手術前に補助申請を本庁住民課まで提出していただきます。
  - 2. 決定通知受取り後、手術を受けていただき手術料金を支払っていただきます。
  - 3. 領収書を添えて実績報告を本庁住民課まで提出していただき、手術1件につ き5,000円を指定口座に振込いたします。

# 国民年金保険料の年末調整や確定申告は、 「領収書」・「証明書」の添付が必要です

国民年金保険料は、所得税及び住民税等の申告において全額が社会保険料控除(非課税)の対 象となります。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納めた場合も申告することがで きます。

年末調整や確定申告の手続きの際、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する控除証明 書(証明内容は、本年1月1日から9月30日までに納付された国民年金保険料の額と、年内に 納付が見込まれる場合の納付見込額です)又は領収書が必要となりますので、控除証明書又は領 収書は大切に保管してください。

控除証明書の送付について、国民年金保険料を平成22年1月1日から9月30日までの間に納付さ れた方は、平成22年11月上旬に日本年金機構から送付されます。また、平成22年10月1日から 12月31日までの間に今年はじめて納付された方については、平成23年1月下旬に送付されます。

# 税務署からのお知らせ

# ~相続又は贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に 基づく年金の税務上の取扱いの変更について~

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分に ついては、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このよ うな年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平 成 17年分から平成 21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきまし ては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手数をお掛けしますが、必要なお手続き(更正の請求又は確定申告など)をしていただきま すようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ 【www.nta.go.jp】をご覧いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

- ※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続き をお願いします。
- ※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額 が生じなかった方も対象となります。

# 今月の納税

後期高齢者医療保険料 4期分 国民健康保険税 5期分 介護保険料 5 期分 納期限 平成22年11月30日

#### 督促状の出るもの

民 税 2 期分 後期高齢者医療保険料 3期分 国民健康保険税 4期分 保険料 4期分

納期限は11月1日でしたが、まだ未納の 方が見受けられます。未納者には11月19日 に督促状を送付します。早急に納めてくだ

# 心配ごと相談

11月25日(木) 13時~16時30分 コミュニティセンター

家庭内、近隣との悩みごとなど、登記相 談についてもお気軽にご相談ください。 下記の登記無料相談を受けられたい方は 事前に町内で開催される心配ごと相談所 へご相談いただくか、直接下記へご相談 いただくことも可能です。

# 登記無料相談

11月27日(土) 9時~正午 毎月第4土曜日9時~正午まで開催 小松島市総合福祉センター

# 障害者生活支援相談

シーズ相談支援事業部

**2**0884-24-3366

上記にて障害者の方の支援、相談を受付け ています。障害者手帳の取得、補装具、住宅 改修、居宅サービス等どんなことでもお手伝 いいたしますので、お電話お待ちしています。

廃タイヤ・廃バッテリーの収集 粗大ごみ、家電製品(テレビ・エ アコン・洗濯機・冷蔵庫 2の回収

毎週日曜日 7時30分~14時 日比ヶ谷ゴミステーション 廃タイヤ・廃バッテリー ... 1 kgまで毎に100円 家電製品.....有料

# 臨時看護師募集

若干名

日額二〇、〇〇〇円以内 年齢

雇用

保険加入。

また健康保険、

厚生年

金、

試験日及び場所は、

応募状

況により、

後日通知します。

経験に応じて、優遇。

くはご持参くださ 役場総務課宛に郵送、 を同封して平成二十二 までに、

希望の た返信用封筒(八十円切手を 0) (写真貼付 写し一通、宛先を記入し 方は、 のこと。)、 販 の履 歴書 もし 免許

状 通

看護師を募集します

0

いで、ご

午前八時三十分~午後五時

十五分

(夜勤な)

上勝町診療所では、臨時の

面接等による選考試験 試験の内容 (諸事情により、

平成二十三年三月三十一日 平成二十二年十二月一日 延長あ

福原字下 上勝町役場総務課 ☎○八八五-四六-○ 七七一一四五〇一 県勝浦郡上 横峯三番地 一勝町 大字

徳島

全国一斉

い合わ

# 「女性の人権ホットライン」強化週間

職場における男女差別やセクシュアル・ハラスメント、夫やパー トナーからの暴力など女性をめぐる様々な人権問題を図るため の取組を強化するため、全国一斉「女性の人権ホットライン |強化 週間を実施します!

- ■相談受付電話番号 0570(070)810
- ■実施期間 11月15日(月)~11月21日(日)までの7日間 午前8時30分~午後7時まで ただし、土曜日・日曜日は午前10時~午後5時まで
- ■相談担当者 法務局職員及び人権擁護委員
- ■徳島地方法務局人権擁護課 ☎088-622-4892

一般廃棄物 運搬支援事業

11月の日程

18日(木) 傍示地区

19日(金) 旭地区

22日(月) 正木地区

24日(水) 生実地区

25日(木) 福原地区

# 平成22年度 秋季全国火災予防運動

# 11月9日(火)~15日(月)

# 「消したかな」あなたを守る合言葉

この運動期間の11月9日(火)に上勝町消防団では 火災予防の啓発を呼びかける消防防火パレードを実施 します。火災が発生しやすい時季を迎えますので、住民 の皆さまも火の取扱いには充分注意してください。



命を守る 3つの習慣 寝たばこは、絶対やめる ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

# 陸上自衛隊高等工科学校 生徒募集

# 目指せ!技術系のエキスパート

- ■高機能・システム化された自衛隊の装備を駆使・運用できるようにするため、中学校卒業予定 者等を対象に採用する制度です。
- ■入校と同時に高等学校の通信課程に入学し、3年間で高校卒業資格を取得できます。
- ■生徒課程を修了(見込みを含む)すると、防衛大学校学生・航空学生の受験資格が得られます。

#### 身分及び処遇

身分:特別職国家公務員

手当:生徒手当94,900円、期末手当年2回6月:12月

衣食住:全員が駐屯地で生活し、宿舎は無料で、食事・制服類・寝具は、支給又は貸与

休日・休暇: 週休2日制、祝日、年末年始および夏季特別休暇、年次休暇 福利施設:防衛省共済組合施設(宿舎、野球場、テニスコートなど)

#### 入校先

陸上自衛隊高等工科学校(神奈川横須賀市御幸浜2-1)

#### 試験細部案内

資	各		中卒(見込含)17歳未満の男子
受付期間	推	薦	平成22年11月1日(月)~平成23年1月6日(木)
文的知间	_	般	平成22年11月1日(月)~平成23年1月7日(金)
一次試験期日	推	薦	平成23年1月15日(土)~17日(月)までの間の指定する1日
一次武峽朔口	_	般	平成23年1月22日(土)
入 校			平成23年4月上旬

その他、詳細については、自衛隊阿南地域事務所へお気軽にお問い合わせください。 事務所:阿南市富岡町内町164(内町会館1F) ☎0884-22-6981

# チェン 具手入れ 講習会及び 習金のご

心者の方から、既に免許を持ンソー講習会を行います。初十一月十三日~十四日にチェ 象です。 っていて、 受講後は、 年の森ふれあい館では、 更新される方も対

別教育修了証をお渡しし、 ら自宅にある刃物までの手入 とができます 木等特別教育の資格を得るこ 講習会後は、チェンソーか 証をお渡しし、伐 労働安全衛生特

ぜひ、 ください。 興味のある方は、併せて受講 れ方法講習会を実施します。 ご持参ください。 自宅にある刃物も

> 加 費

価格についてはお問い合 を負担してもらいます。 (テキスト代と免許発行料 チェンソ せください)

開催場所

講習会についてのお問い

かみかつ里山倶楽部

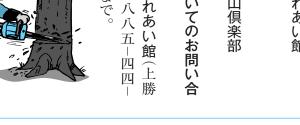
道具の手入れ講習会 —講習会 無料

千年の森ふれあい館

町旭 せは 六六八○)まで。 千年の森ふれあい館(上勝 ☎○八八五一四四

開催日時

チェンソー講習 十三日(土) 九時 (初心者と更新者対応





# 育て支援優良企業を募集します

徳島東部地域市町村長懇話会を構成する12市町村で組織する「徳島東部地域子育て推進協議会」 において、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる中小企業を表彰します。

- 11月1日(月)~11月30日(火)
- ■選考方法 選考委員会で5社程度選定し決定

表彰など表彰状を贈呈します。なお、表彰企業は「子育て支援優良企業」 として、12市町村のホームページや広報誌などで紹介する予定です。

※お申込等のお問い合わせについては役場住民課(☎46-0111)まで



# 「必ずチェック最低賃金! 使用者も労働者も」

# 徳島県最低賃金

平成22年10月16日から ムシせられんよこの賃金

6 **5**<sub>₽</sub>

■お問い合せ先

十四日(土)十一時~

十七時

十九時

(刃物道具の手入れ講習会)

十三日(土)

道具の手入れ講習会

(初心者対応 十四日(日) 九時(

現場作業)

座学)

七時

-七時

徳島労働局労働基準部賃金室 ☎088-652-9165 最寄りの労働基準監督署まで

一月はありません。) 小松島警察署

年少資格認定講習 一月十五日(水)

-二月二十四日(金) 二月九日(木) 一月二十四日(水) 一日(木) 阿南警察 美馬警察 徳島北警察署 察 署 署 署

一月十

初心者講習

十七日(水)

徳島西警察署

経験者講習 会 開催 日程

十一月、十二月中の

、十二月はありません。

信

# $\Pi$

過疎進み芒の揃う棚田かな

彼岸花供えて享年友の歳

すすき野は獣のぬくき寝床なり

つ子

空高くふんわり浮ぶ昼の月

かおゑ

恵

蝉の声すぎ去る夏をなつかしむ野辺に色どる彼岸花咲く

夕立ちて山のへの月皓こうと街燈あわく橋浮きて立つ

美恵子

民

志津子

節

子

た

み江

歌友の死は四十五年を終とせん乱れし別れ情悲しき

運動会タオルをしぼり首にまく炎天の競技声援おしまず

秋を告げ高だかと鳴く百舌の声夜来の雨の晴れたる空に

弘

子

オレンジの小粒の花はむつみ合い金木犀は千里を香る

上から下まで自己の都合のまま動く日本が悪をリー

ドしてゆく

名月や亡き師の名句偲ばるる

松虫と思いつつ湯に沈みけり

米

子

男

松虫や音色うれしや恋しぐれ

さそわれて松虫の声重なりぬ

夜どうしの松虫声の絶えまなし

美代子

ヤスヱ

束の間の賑わい見せて子等帰る見送る先にコスモス揺れて

ヨリ子

 $\equiv$ 

都

茂

美

あ

や子

日中の暑さ何処に名月を見あげるひととき楽しみて佇つ

ひしひしと身に沁む冷気山の里十六夜の月白じらとして

仄かなる金木犀の花の香に心うるおう待ち侘びし秋

母と祖母の会話へ割り込む四才児 おじゃましまあす」と笑い

ふりまく

恵美子

短

歌

やす子

松虫にしばし疲れをいやされて

俳

句

境内は子供の夢の場所となりはいます。 夫婦岩シメの重きでつながれる よほど気に入ったか靴が枕もと

扇の要め住還道

蟹が峠

今も変らぬ

童顔の指す道しるべ

賑いて世間話しに

夢はつきぬ

宿場跡

太龍寺参りや

海産物商人

交互の人ぞ

社 長

2

# 戸籍の窓口

平成22 . 10 . 1 現在 前月比

人	П		1,9	56人 (	7)
5	号		9	28人 (	4)
3	Ż.		1,0	28人 (	3)
世詩	詩数		8	67戸 (	0)
	Ē	高齢化率	4	9.39%	
正	木	608人(	2)	256戸(	1)
	示	353人(	1)	151戸(	0)
福	原	284人(	1)	134戸(	1)
生	実	332人(	1)	146戸(	0)
ħ		379人(	4)	180戸(	0)

(敬称略)

# こんにちは赤ちゃん

金児 祐治 由華 **}** 優里 (生実)

# つつしんで ご冥福をお祈りします

清井美津子 84歳 (旭) 田中千代榮 82歳 (正木) 佐々木和美 81歳 (正木) 長曽根麻子 103歳 (正木) 谷口ハルヱ 101歳 (正木)

# ありがとうございました

#### 彩保育園

(敬称略)

12 11 11 12 12								
品 名	住	所		氏	名			
稲刈り・はぜのお手伝い	正	木	片	山	將	夫		
稲刈り・はぜ・脱穀のお手伝い	正	木	高	橋	信	幸		
お 菓 子	正	木	片	山	美代	计子		
稲刈りお手伝い	正	木	竹	内	通	雄		
稲刈りお手伝い	正	木	Ш	上	フサ	ナ子		
稲刈りお手伝い	正	木	藤	井	喜り	、惠		
稲刈りお手伝い	正	木	前	田	タ	Ξ		
稲刈りお手伝い	正	木	宮	本	フシ	ĬΞ		
稲刈りお手伝い	正	木	明	本	恭	子		
稲刈り・脱穀のビデオ撮影、編集	正	木	井	上	藤	男		
稲刈りお手伝い	傍	示	滑	Ш	里	香		
稲刈りお手伝い	正	木	峠		十月	5子		
ヘア・ゴム・稲刈りお手伝い	正	木	藤	本	奈	穂		
お 菓 子	正	木	鳥	海	年	世		
お 菓 子	正	木	平	尾	信	幸		
おもちゃ	ħ	В	古	家	英	行		

#### 上勝幼稚園

	品	名	住	所		氏	名	
稲	刈り	体 験	生	実	竹	中	充	代
た	Ξ.	き き	福	原	井	岡	五十	惠
お	菓	子	正	木	平	尾		綾
お	菓	子	生	実	竹	田	真由	美
写		真	阿良	有市	紅	露	儀	_
お	芋掘!	)体験	1	但	市	宇よ	ろず	会

#### 平成22年 9月の視察来町者数

# 22件 278名

#### 🔨 上勝町奨学資金 🗥

長尾 恭子様(徳島市)

ご寄付の意志を尊重し、有効に活用させていただきます。格別のご芳志、誠にありがとうございました。

# 緑のふるさと協力隊日記 6

酷暑だった夏も過ぎ、もうすっかり季節は秋となりました。5月頃の田植えされた田んぼもきれいでしたし、収穫した稲をハデ干ししてある田んぼの様子もとてもきれいです。そうした景色の移り変わりや、いっきゅう茶屋に並ぶ野菜の品揃えの変化で、実りの秋を実感します。また農家さんで頂いた新米のおいしさに感動し、初めて知った新米の味に衝撃を受けました。収穫後のハデ干しなど、多くの一手間がおいしいお米をつくるのだなと、あらためて食料を育てあげる農家さんをすごいと感じ入りました。

そして各地区の秋祭りにも行かせて頂き、田野々の秋祭りではだん

じりやお芝居にも出させて頂きました。地区ごとに秋祭りの特色があり、だんじりやお神輿、お太夫さんの神事など初めて見るものばかりでした。だんじりや儀式が継承され、秋祭りが各地区で毎年催されていることに大きな歴史を感じました。

(西野 綾紗)



# ようこそ

おおはた ゆうき 大畑 悠喜

生年月日:昭和61年9月9日

(現24歳) 出身地:静岡県

勤務先:株式会社いろどり

味:バスケットボール、旅行 と、楽しいことが大好きです。町 内で静岡ナンバーの車をみかけ

初めまして。今年の1月から株式会社いろどりに入社しました大畑悠喜です。特産品の販売・企画・開発を担当しています。新しいこ

と、楽しいことが大好きです。町 内で静岡ナンバーの車をみかけ たら、気軽に声をかけてください。 よろしくお願いします。

# インターネット及びCATV・IP電話サービスの入会・お問い合せ窓口

故障かな?と思ったら下記までお問い合せください。

株式会社NTT西日本-四国 地域情報センタ

TEL0120-960-138 IP050-3438-9877 受付時間9:00~17:00(平日) 土・日・祝祭日は留守番電話にてご用件を承ります。連絡先・氏名等は必ずお知らせください。

# 夜間救急当番表

平日 18時~翌朝9時 休日 19時~翌朝9時

日 時	救急病院名			日 時	救急病院名			
11月4日(木)	上勝町	診療	听	11月20日(土)	勝	浦	病	院
11月6日(土)	勝浦	病	完	11月22日(月)	勝	浦	病	院
11月8日(月)	勝浦	病	院	11月24日(水)	勝	浦	病	院
11月10日(水)	勝浦	病	院	11月26日(金)	勝	浦	病	院
11月12日(金)	勝浦	病	院	11月28日(日)	勝	浦	病	院
11月14日(日)	勝浦	病	院	11月30日(火)	勝	浦	病	院
11月16日(火)	勝浦	病	浣	12月2日(木)	上	勝町	診 療	所
11月18日(木)	上勝町	診療月	听					

上勝町診療所 244-5010

勝浦病院 ☎42-2555